

# 最近の少子化対策に関する状況について

## 目次

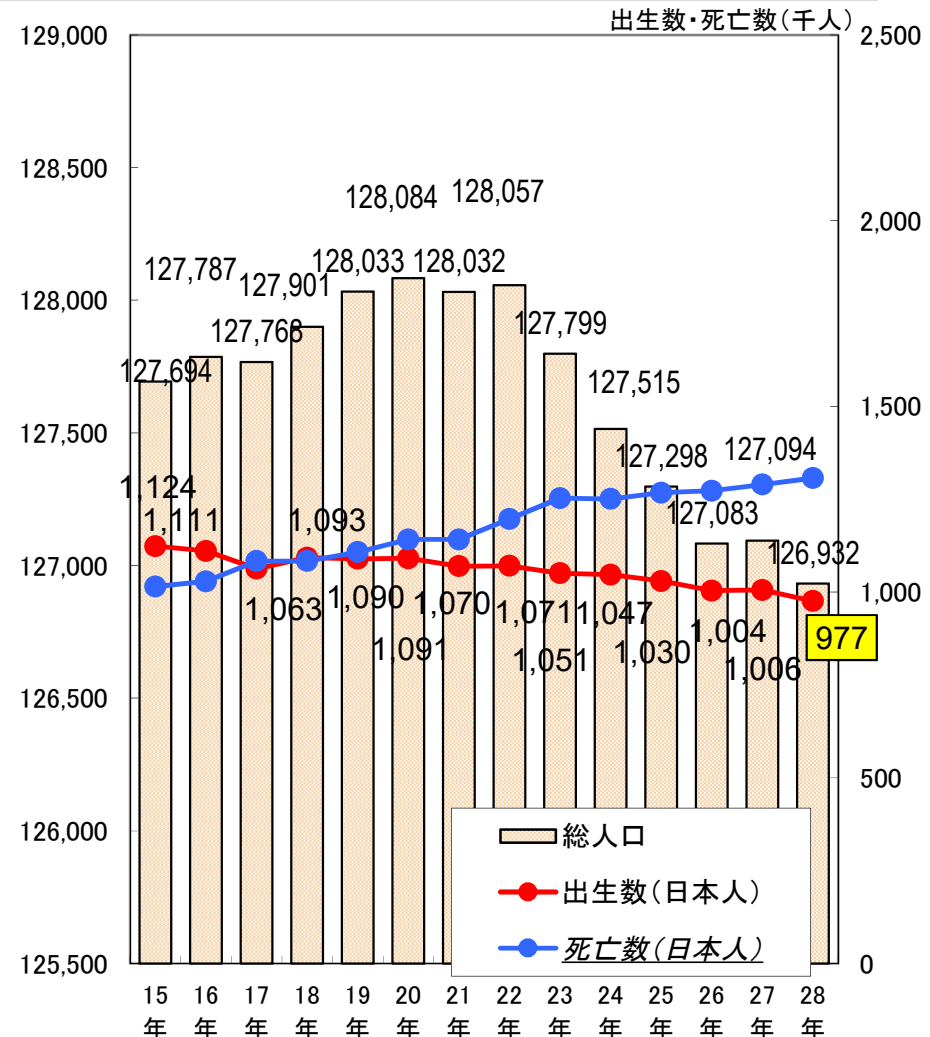
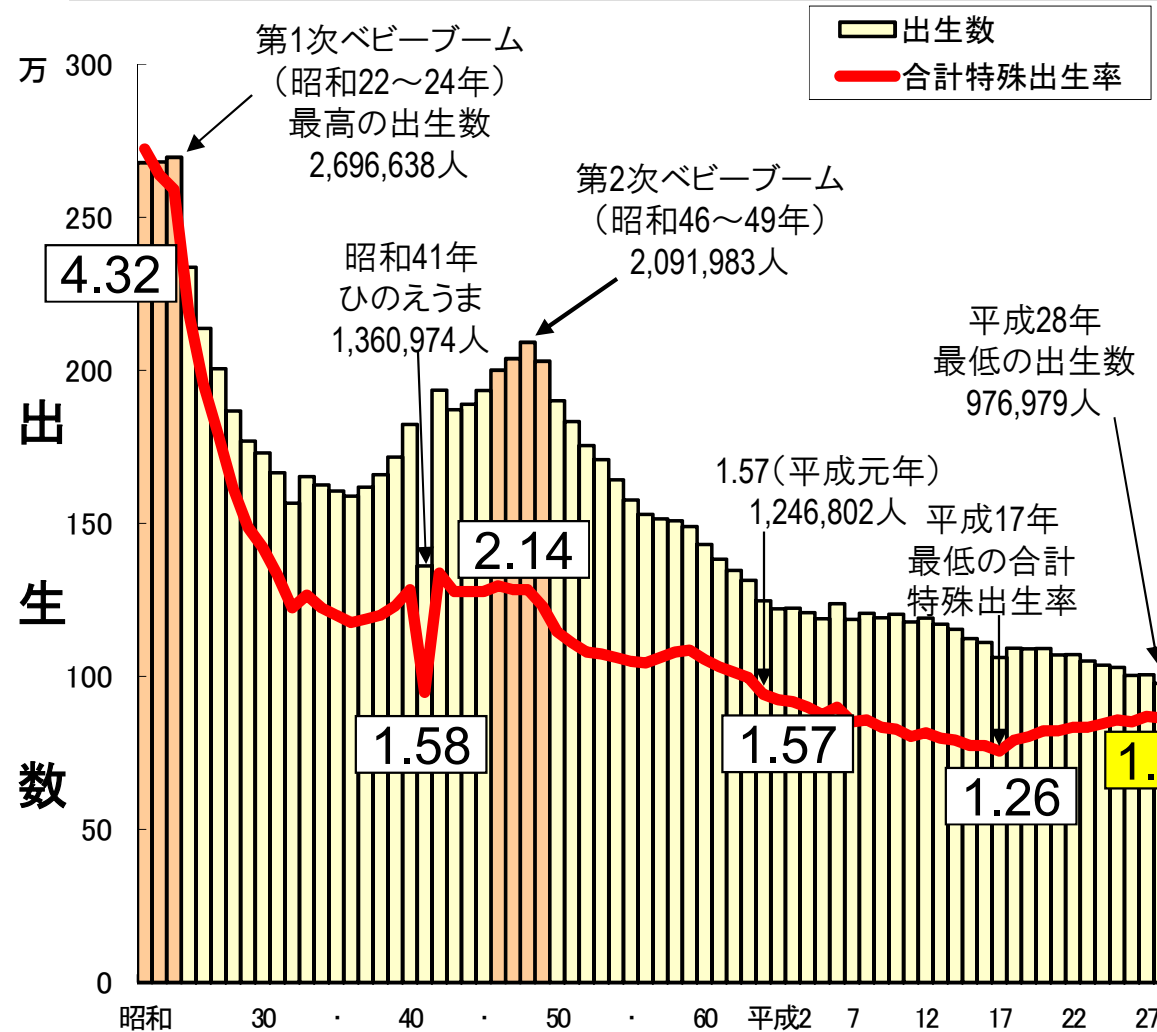
1 少子化の現状と要因	(3) 母子保健施策
・少子化の進行と人口減少社会の到来 . . . . . 2	・子育て世代包括支援センターの全国展開 . . . . . 3 2
・出生率低下の要因 . . . . . 3	・産後ケア事業について . . . . . 3 4
・希望出生率1. 8について . . . . . 4	(4) 児童虐待防止対策、社会的養育の推進、ひとり
・結婚や出産を取り巻く状況 . . . . . 5	親家庭等の自立支援対策
・少子化社会対策大綱（概要） . . . . . 1 1	・児童虐待相談の対応件数の推移等 . . . . . 3 7
2 子育て支援に関する施策	・児童虐待防止対策のこれまでの取組みと今後の対応 3 8
(1) 子ども・子育て支援新制度	・児童福祉法等の一部を改正する法律の概要 . . . . . 3 9
・子ども・子育て支援新制度の概要 . . . . . 1 7	・家庭と同様の環境における養育の推進 . . . . . 4 0
・子ども・子育て本部を中心とした体制 . . . . . 1 8	・市区町村子ども家庭総合支援拠点 . . . . . 4 1
・子ども・子育て支援に係る財源について . . . . . 1 9	・市区町村における児童等に対する必要な支援を行う
(2) 待機児童対策、保育人材確保対策、放課後	体制の関係整理（イメージ図） . . . . . 4 4
児童対策等	・児童相談所強化プラン . . . . . 4 5
①待機児童対策について	・児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一
・女性就業率と保育園等の利用率の推移 . . . . . 2 1	部を改正する法律の概要 . . . . . 4 6
・「子育て安心プラン」 . . . . . 2 2	・新しい社会的養育ビジョン . . . . . 4 7
・「保育園の定員」と「利用申込者」の増加数 . . . . . 2 5	・里親数、施設数、児童数等 . . . . . 4 8
②保育人材確保対策について	・すくすくサポートプロジェクト . . . . . 4 9
・「保育士数」と「保育士の年収」の推移 . . . . . 2 6	・児童扶養手当の概要 . . . . . 5 0
・保育士の処遇改善の推移（平成24年度との比較） 2 7	※育児休業制度 . . . . . 5 1
・保育士等のキャリアアップ・処遇改善 . . . . . 2 8	
③放課後児童対策について	
・放課後児童クラブの概要 . . . . . 2 9	
・「放課後子ども総合プラン」の推進 . . . . . 3 0	

# 1. 少子化の現状と要因



# 少子化の進行と人口減少社会の到来

- 平成28年の出生数は97万6,979人で、過去最少であった。合計特殊出生率は平成17年に1.26を底として、やや持ち直しの傾向が見られる。
- 平成17年には死亡数が出生数を上回り、我が国の人口は減少局面に入った。



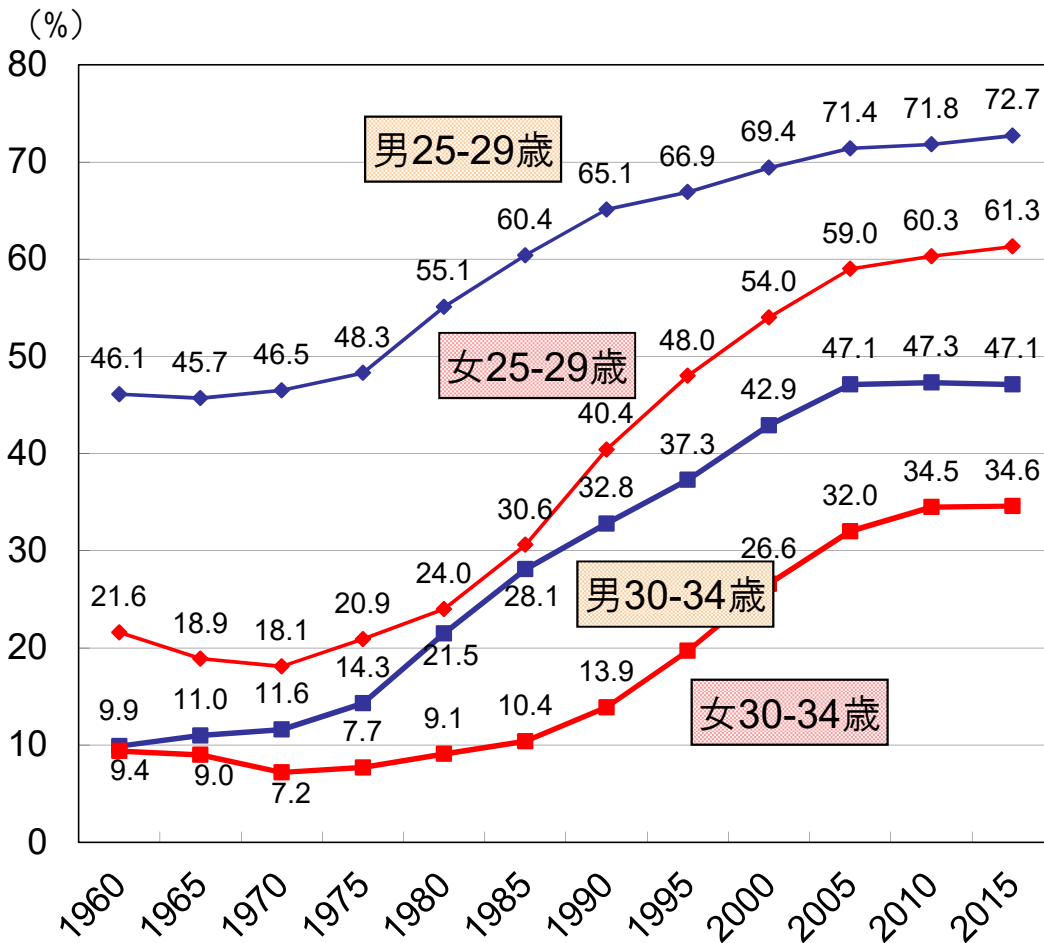
資料: 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「人口推計」

- 注1: 出生数及び死亡数については、日本における日本人の数値
- 注2: 総人口については、日本における外国人を含む。
- 注3: 総人口の増減は、自然増減(出生数及び死亡数)のほか、社会増減(国内外の流入・流出)等を含む。

# 出生率低下の要因

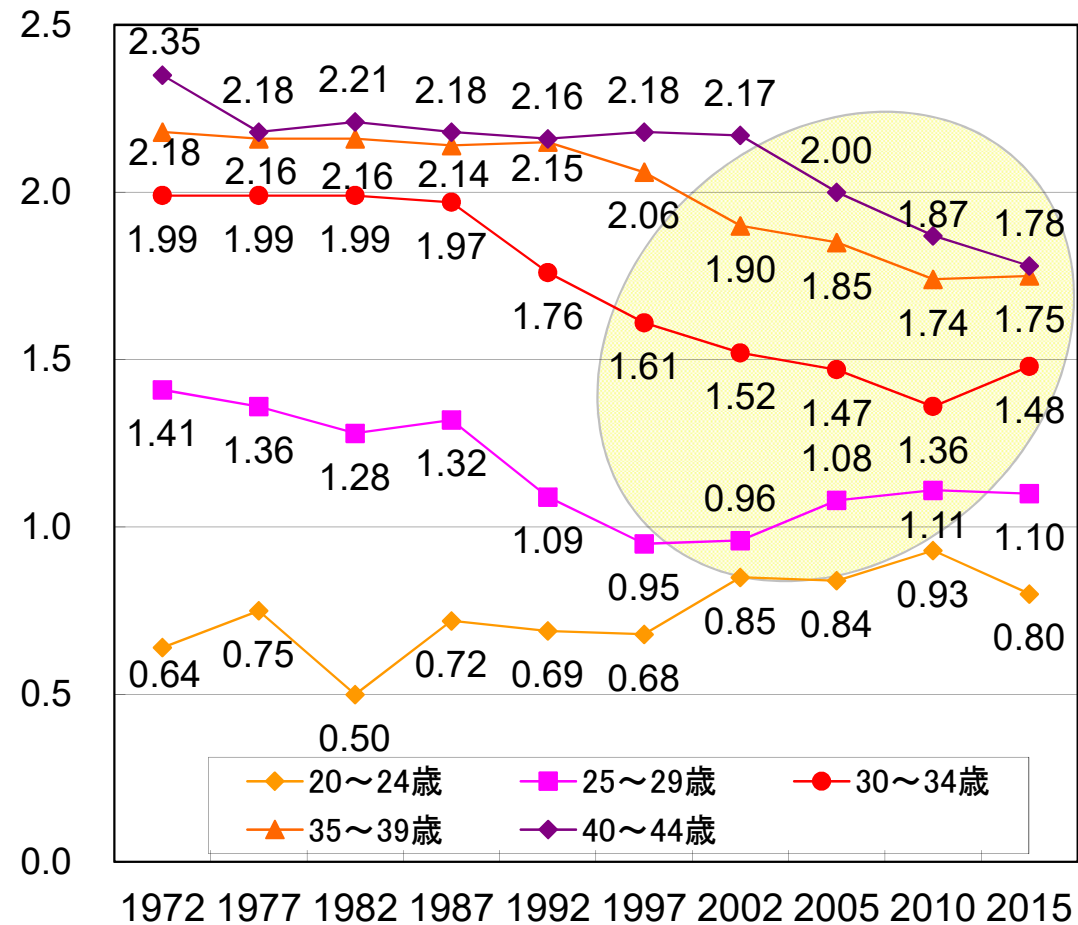
- 出生率低下の人口学的な要因は、「晩婚化の進行」と「夫婦出生児数の減少」。
- 未婚率は男女とも依然上昇傾向にあり、晩婚化の進行は継続。
- 結婚した夫婦からの出生児数が1990年代以降減少傾向。1960年代生まれ以降の世代では、これまでのように最終的な夫婦出生児数が2人に達しない可能性も。

## ○年齢別未婚率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査報告」

## ○夫婦出生児数の推移(妻の年齢別)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出産力調査」・「出生動向基本調査」

# 希望出生率1.8について

- 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（第14回、平成22年）によると、18～34歳の独身者では、男女ともに約9割は「いずれ結婚するつもり」であり、結婚した場合の希望子ども数は男性2.04人、女性2.12人となっている。また、同調査によると、夫婦の予定子ども数は2.07人となっている。
- 若い世代における、こうした希望等が叶うとした場合に想定される出生率を「希望出生率」として、一定の仮定に基づく計算を行えば、概ね1.8程度となる。

$$\begin{aligned} \text{国民希望出生率} &= ( \text{有配偶者割合} \times \text{夫婦の予定子ども数} \\ &+ \text{独身者割合} \times \text{独身者のうち結婚を希望する者の割合} \times \text{独身者の希望子ども数} ) \\ &\times \text{離死別等の影響} \\ &= ( 34\% \times 2.07\text{人} + 66\% \times 89\% \times 2.12\text{人} ) \times 0.938 \\ &= 1.83 \\ &\doteq 1.8 \text{ 程度} \end{aligned}$$

## <基礎数値等>

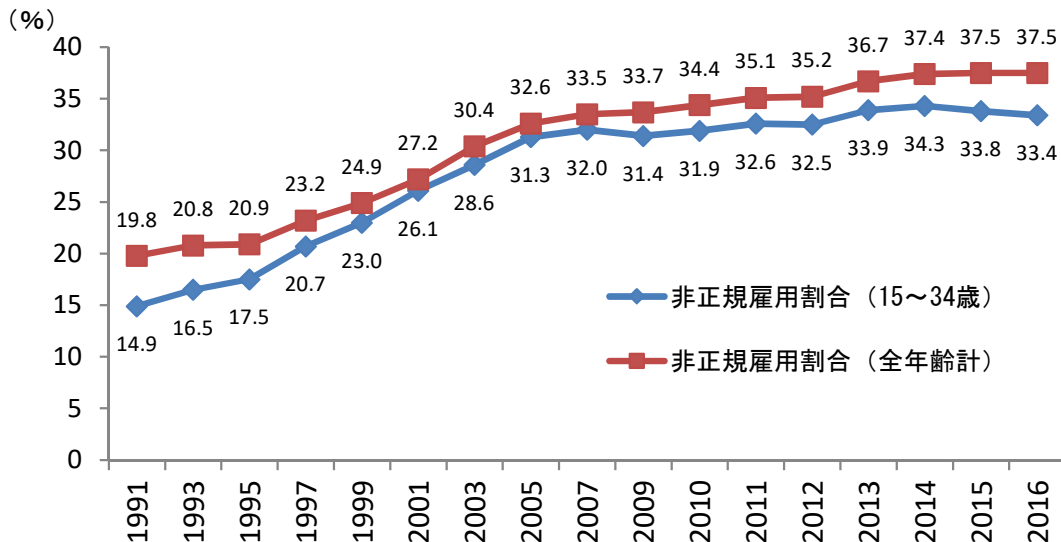
- ・ 有配偶者割合：総務省統計局「国勢調査」（平成22年）における18～34歳の有配偶者の割合 33.8%（女性）
- ・ 独身者割合：1－有配偶者割合
- ・ 独身者のうち結婚を希望する者の割合：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（第14回、平成22年）における18～34歳の独身者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合 89.4%（女性）
- ・ 夫婦の予定子ども数：上記「出生動向基本調査」における夫婦の平均予定子ども数 2.07人
- ・ 独身者の希望子ども数：上記「出生動向基本調査」における18～34歳の独身者（「いずれ結婚するつもり」と答えた者）の平均希望子ども数 2.12人（女性）
- ・ 離死別等の影響：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における出生中位の仮定に用いられた離死別等の影響 0.938



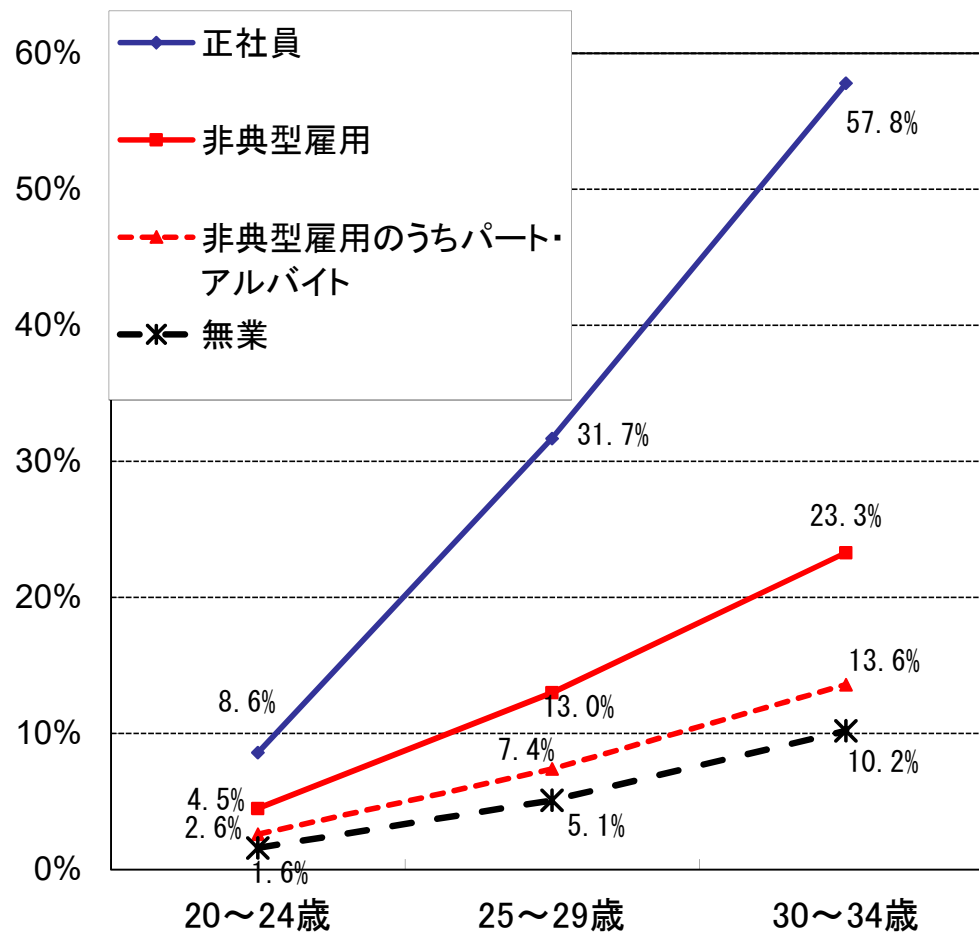
# 結婚や出産をとりまく状況(1)若年者の非正規雇用の増加

- 若年者の非正規雇用割合は依然として高く、非正規雇用の給与は正規雇用と比較して低い。
- 非正規雇用の有配偶率は低く、雇用の不安定が結婚に当たっての「壁」となっている。

## 若年者の非正規雇用割合の推移



## 就労形態別配偶者のいる割合(男性)



資料: 総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」  
 (注) 1. 非正規雇用割合については、2001年度までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」による。調査月(2001年までは各年2月、2002年以降は各年の平均の値)が異なることから、時系列比較には注意を要する。  
 2. 労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。  
 ここに掲載した、2011年の( )内の数値は補完的に推計した値(2005年国勢調査基準)である。  
 3. 年齢区分(15~34歳)の数値については、「労働力調査特別調査」及び「労働力調査(詳細集計)」をもとに、厚生労働省において計算

## 正規雇用と非正規雇用の1人当たり平均給与

	平均給与	
	うち正規	うち非正規
計	420万円	171万円
男	521万円	226万円
女	276万円	147万円

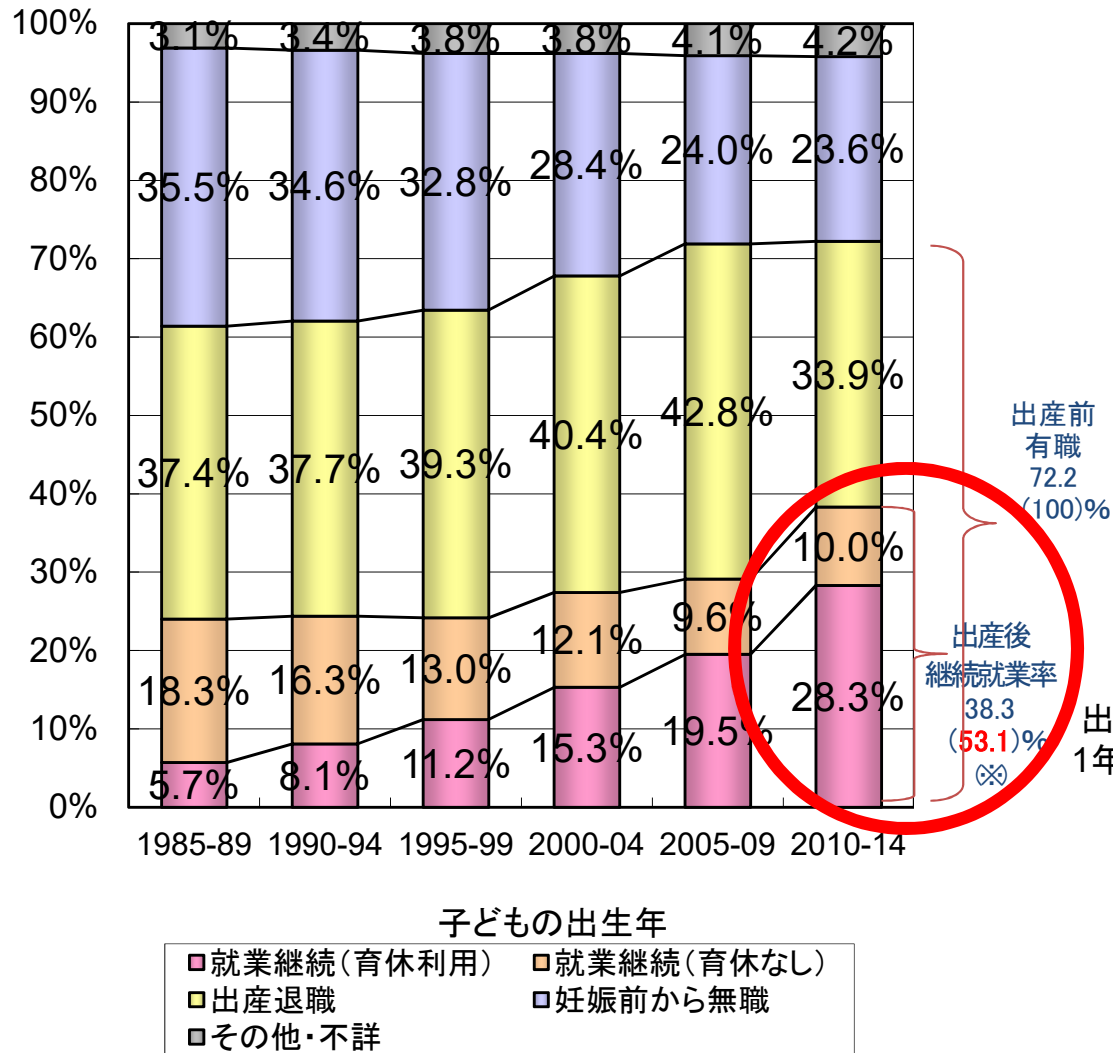
資料: 国税庁「民間給与実態統計調査」(2015年)

資料: 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2014年)  
 注: 就労形態分類については、「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」における 定義(下記)による。  
 ・非典型雇用  
 パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託など、正社員以外の呼称で働いている被雇用者

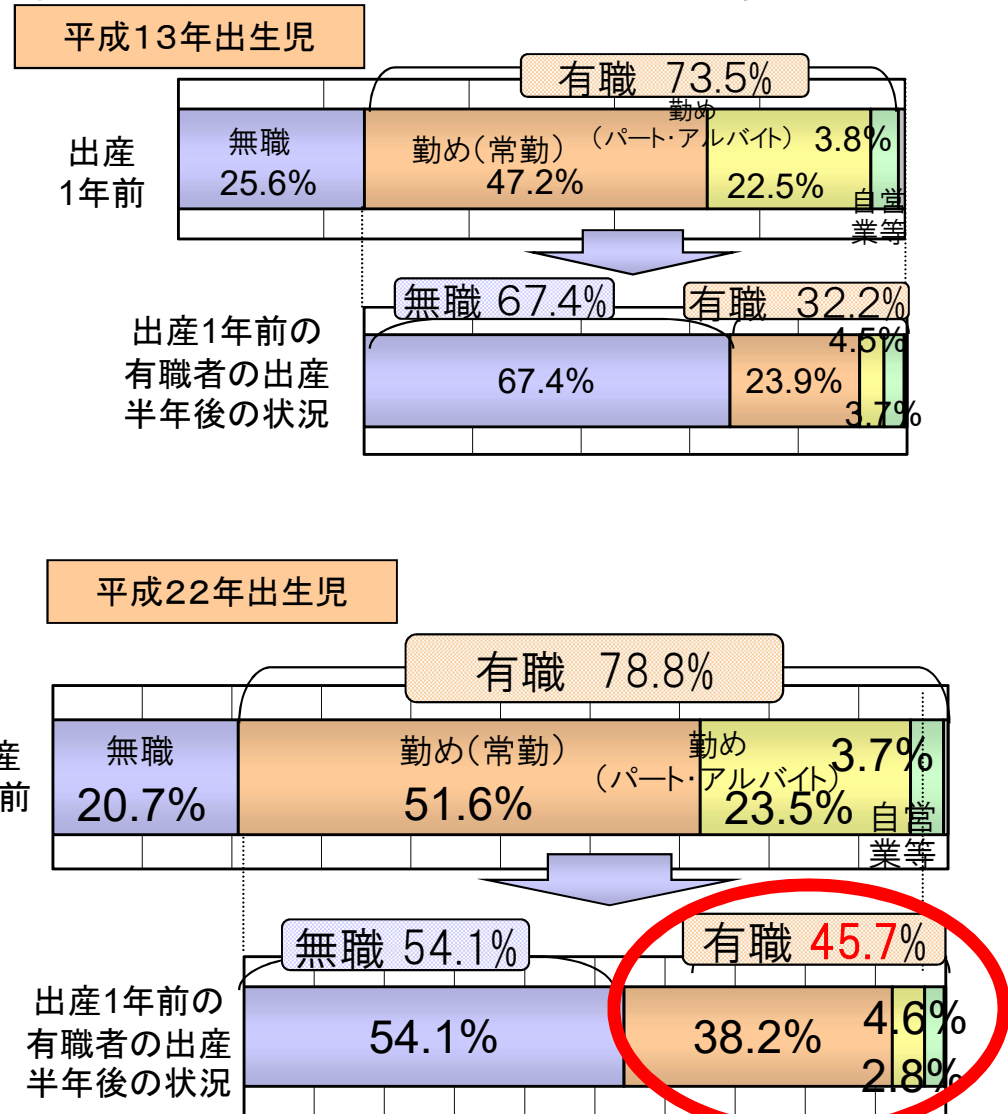
# 結婚や出産をとりまく状況(2)女性の就業継続の現状

○ 約5割の女性が出産・育児により離職している。

○子どもの出生年別、第1子出産前後の妻の就業経歴



○第1子出産前後の女性の就業状況の変化



(資料)国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

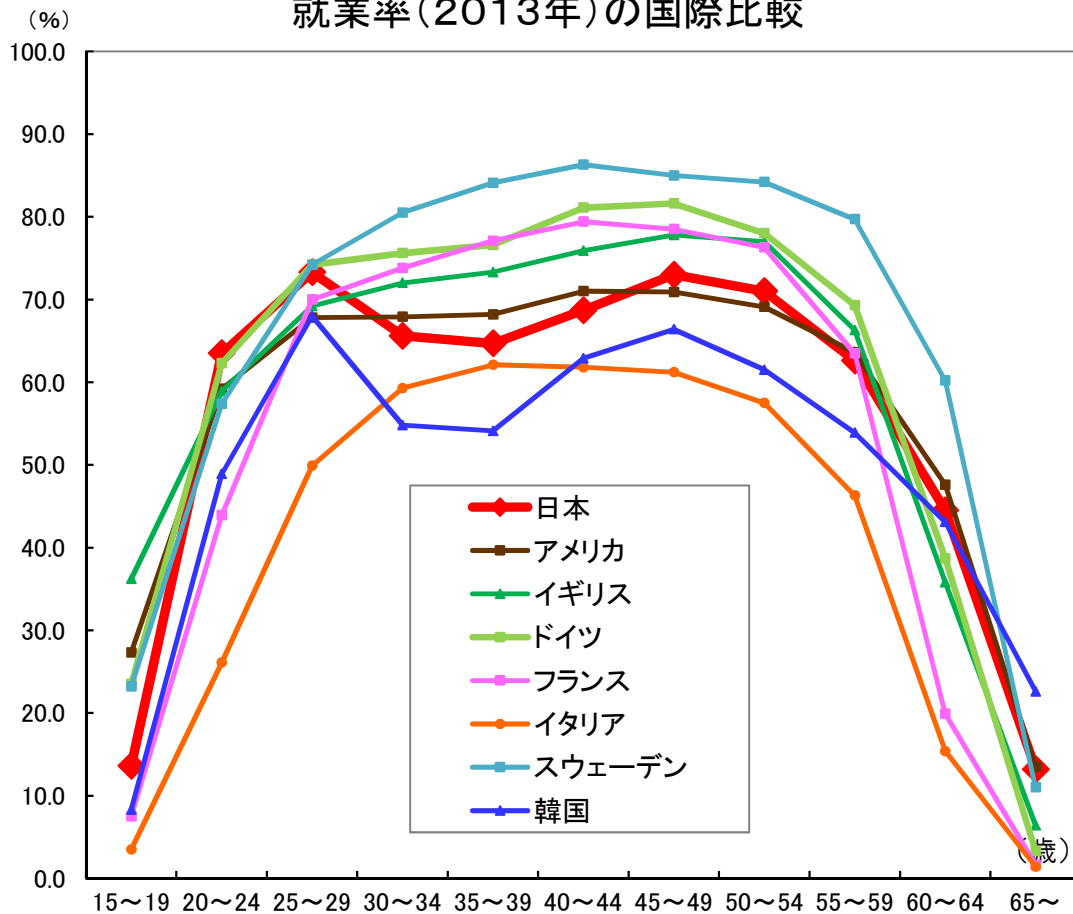
(資料)厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査結果」(平成22年)



# 諸外国の女性の就業率(日本のM字カーブ)と合計特殊出生率

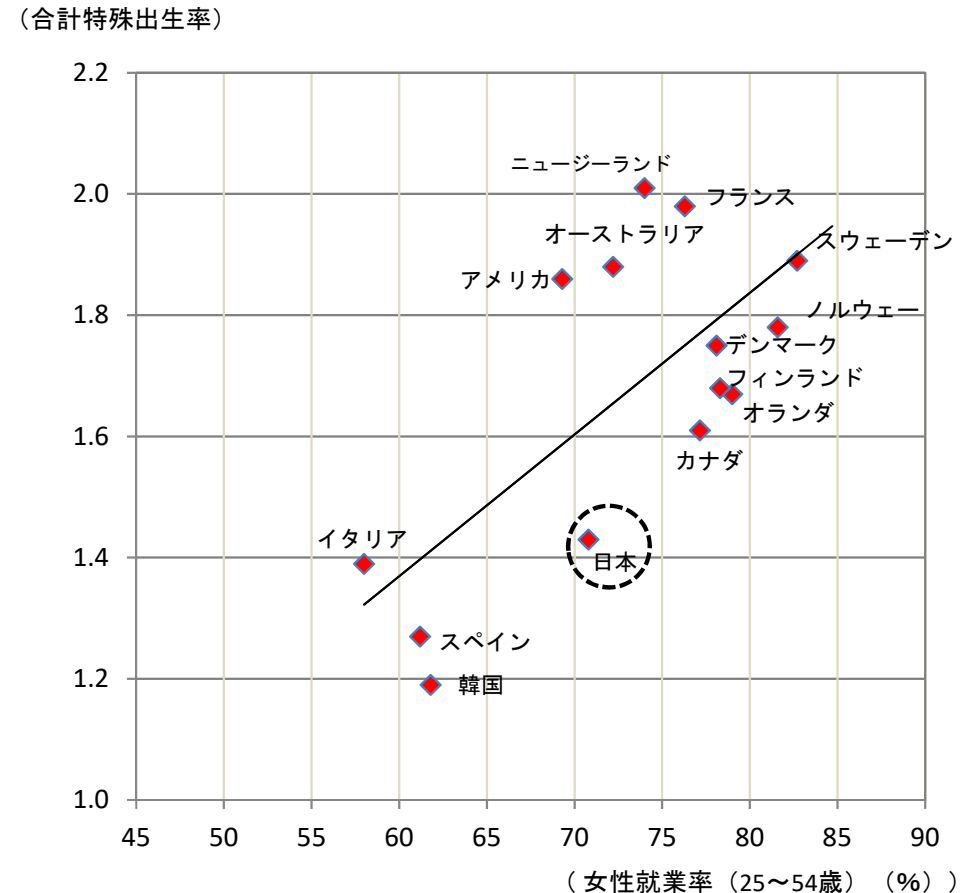
- 日本の女性の就業率は、先進国に比べるとM字カーブの傾向が顕著である。
- 女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率も高い傾向にある。

就業率(2013年)の国際比較



資料出所: 日本 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成25年)  
 その他 OECD Database「LFS by sex and age」  
 注) アメリカ、イギリス、スウェーデンの「15~19」は「16~19」のデータ、  
 スウェーデンの「65~」は「65~74」のデータである。

各国の合計特殊出生率と女性就業率(2013年)

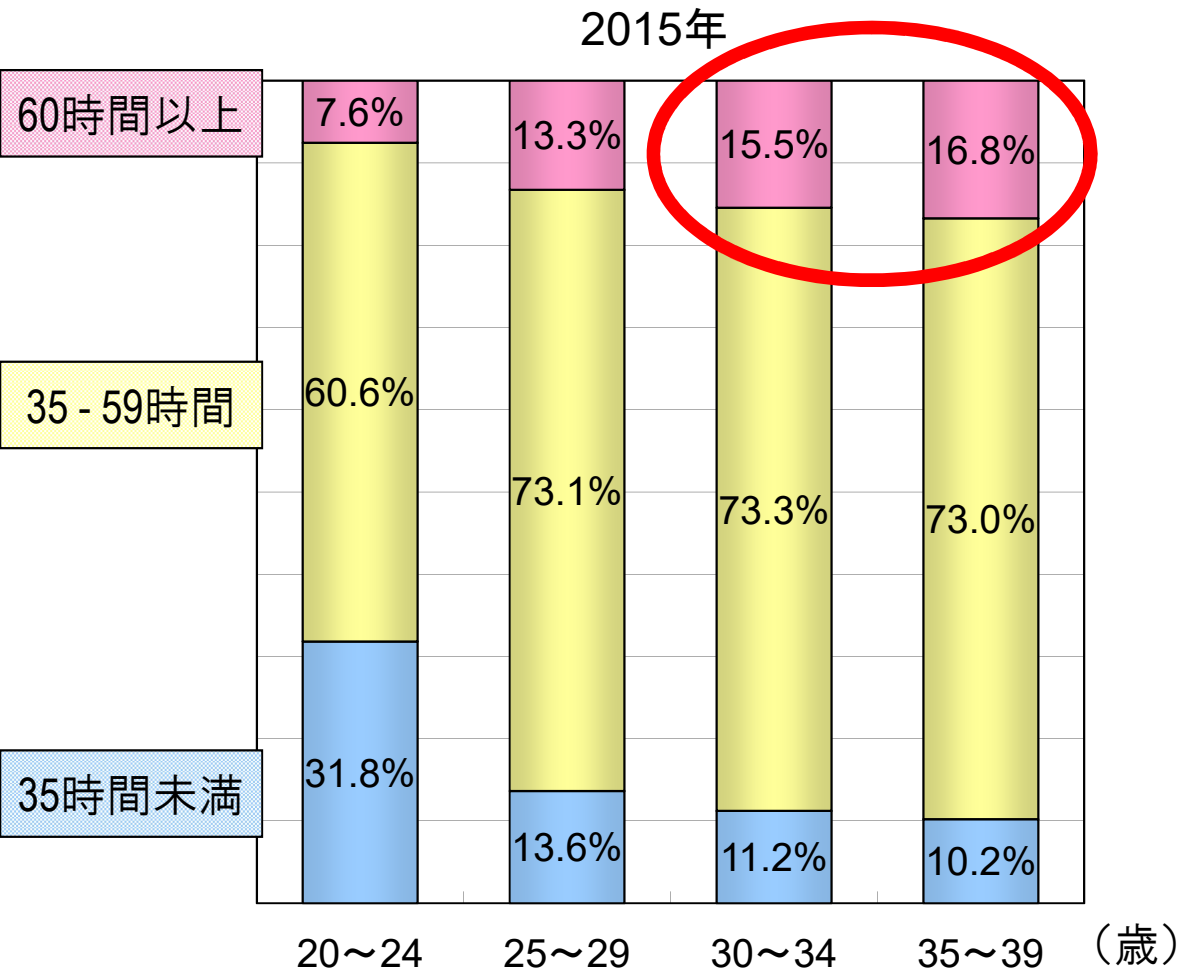


(資料出所) OECD Family database  
 注) カナダは2011年のデータである。

# 結婚や出産をとりまく状況(3)子育て世代の男性の長時間労働

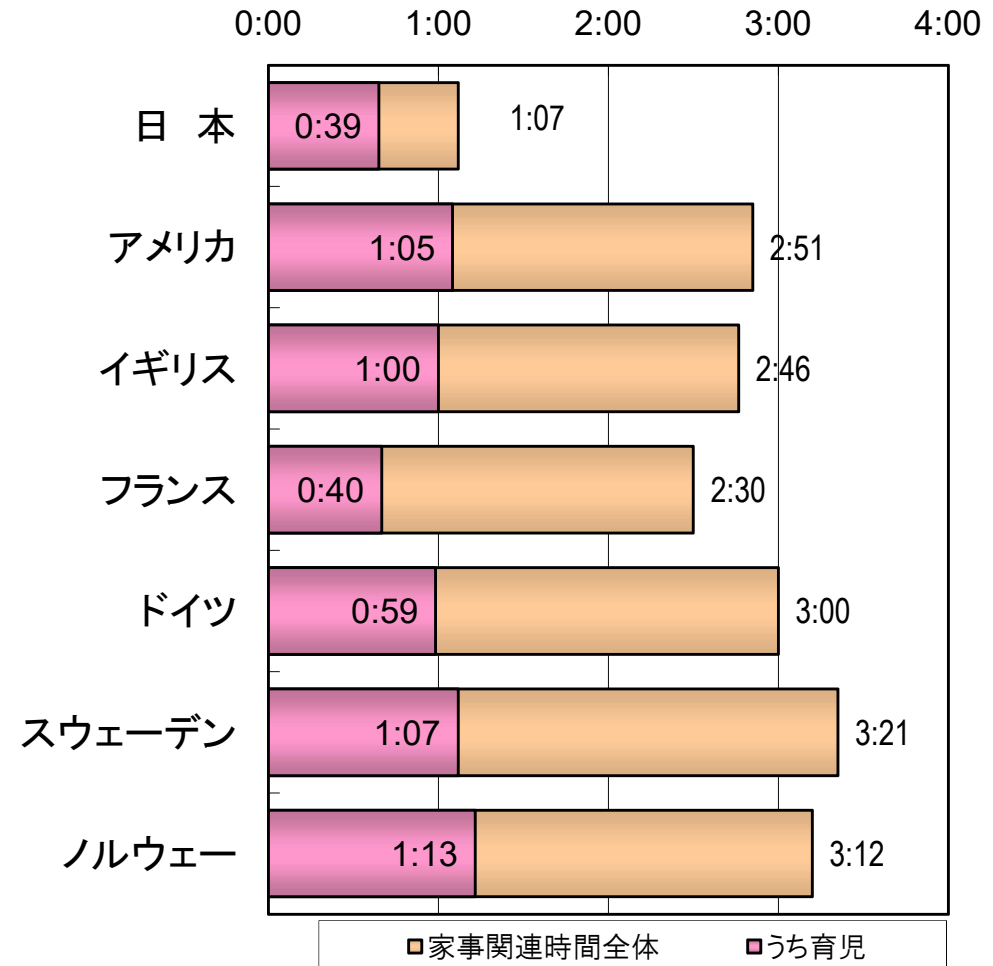
- 我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にも最低の水準。
- 子育て期にある30歳代男性の約6人に1人は週60時間以上就業。父親の育児参加を妨げている「働き方の改革」が急務となっている。

男性就業者(非農林業)の1週間の就業時間



資料:総務省「労働力調査」(平成27年)

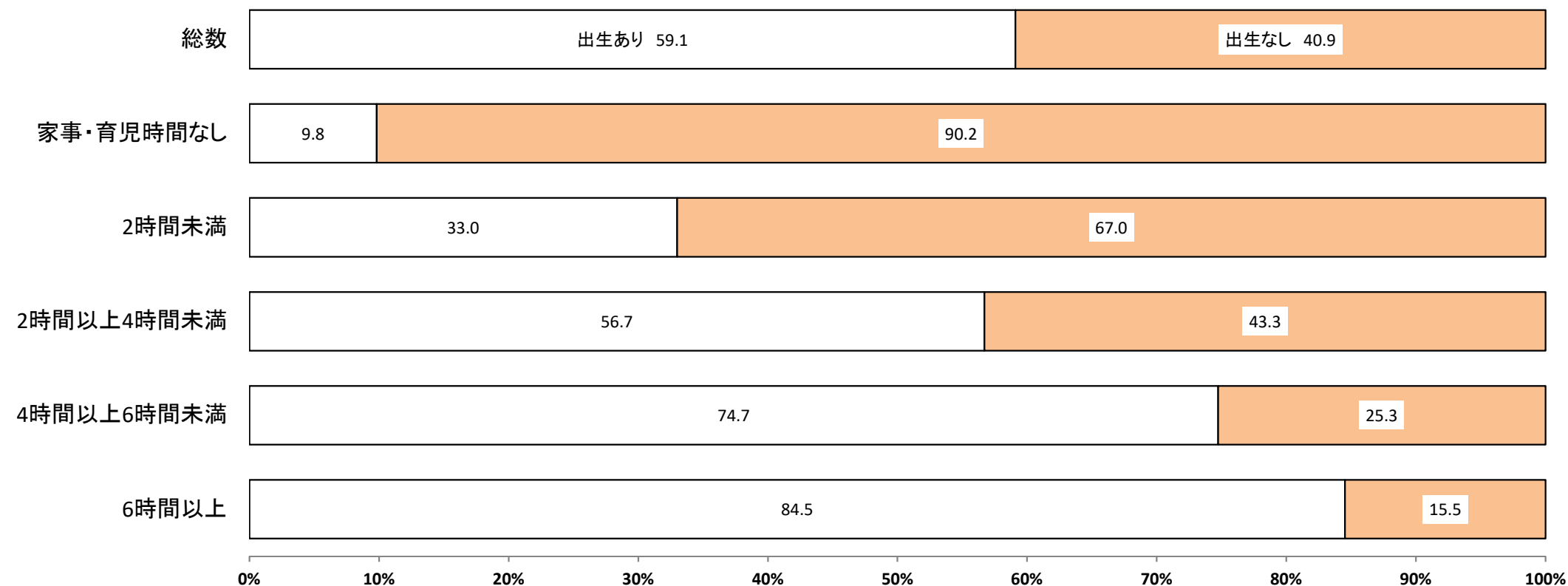
6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間



資料: Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2011)、総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

# 夫の休日の家事育児時間と第2子以降の出生状況

○夫の休日の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い。



資料出所：厚生労働省「第13回21世紀成年者縦断調査」(2014)

注：1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

① 第1回調査から第13回調査まで双方から回答を得られている夫婦

② 第1回調査時に独身で第12回調査までの間に結婚し、結婚後第13回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③ 出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦

2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第12回調査時の状況である。

3) 12年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

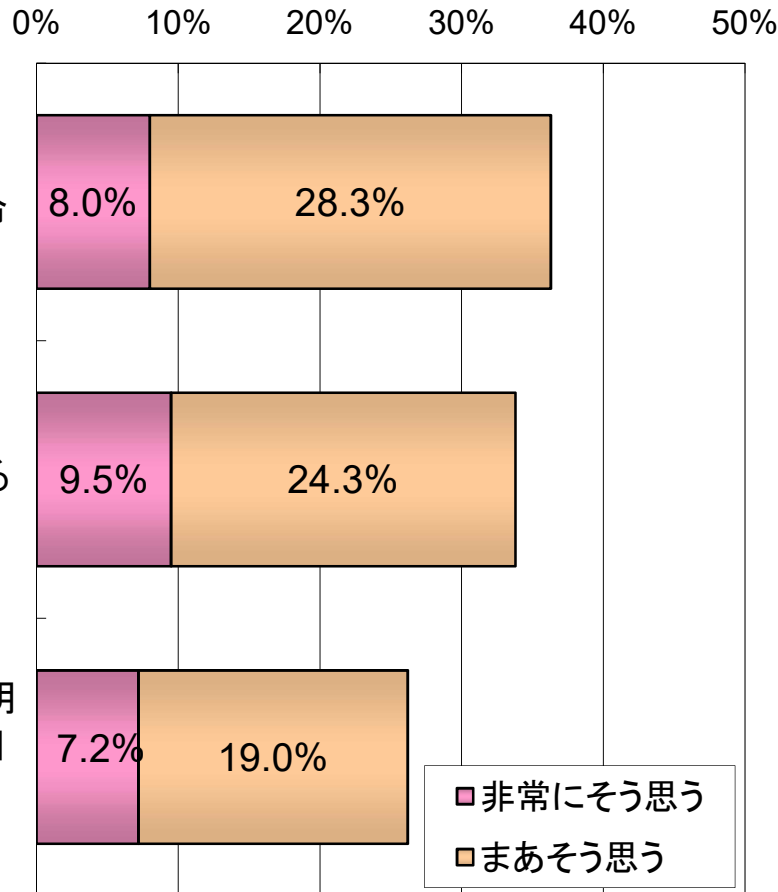
4) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。



# 結婚や出産をとりまく状況(4)子育ての孤立化と負担感の増加

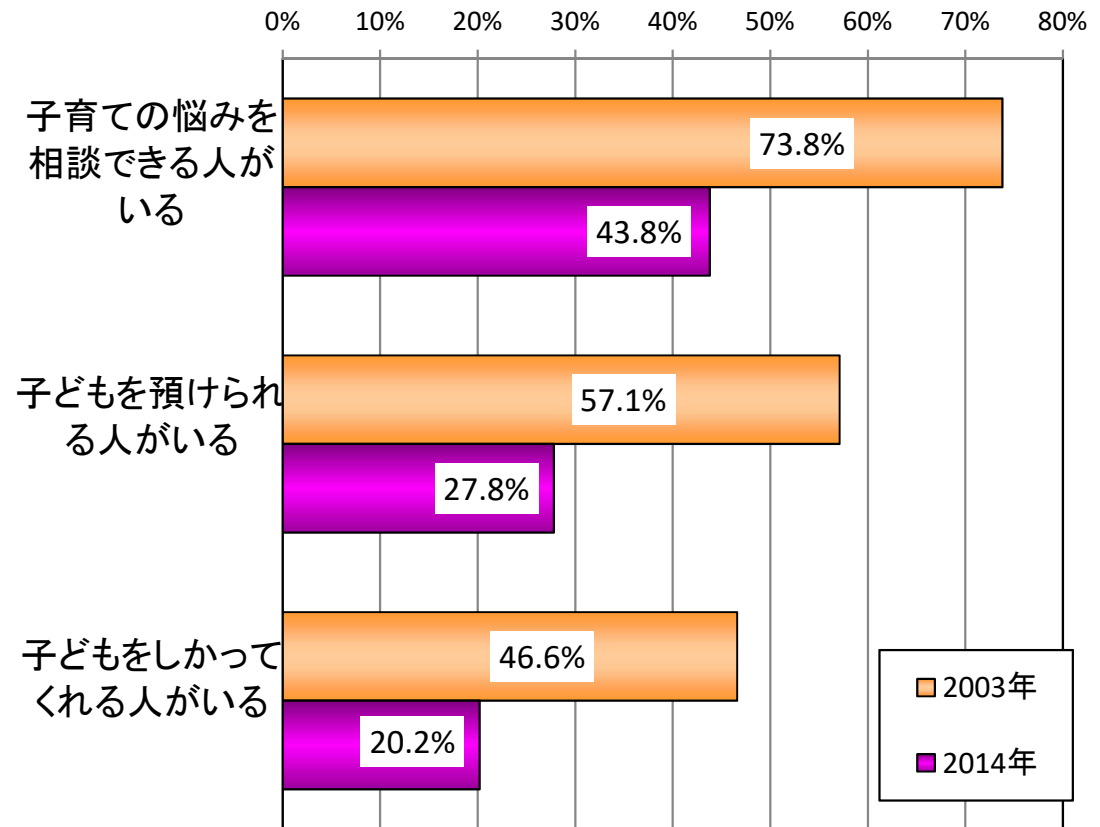
- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。

## 妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識



資料:財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

## 地域の中での子どもを通じたつきあい



資料:(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)

# 少子化社会対策大綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針

○平成27年3月20日閣議決定（平成16年、22年に続き、今回は3回目）

<少子化社会対策基本法>（平成15年法律第133号）

（施策の大綱）

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

## I はじめに

○少子化は、**個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響**。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況

○少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、**克服できる課題**

○直ちに集中して取り組むとともに、**粘り強く少子化対策を推進**

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、**社会全体で行動を起こすべき**

## II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

(1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、**社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実**

(2) **個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくる**ことを基本的な目標

※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意

(3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての**各段階に応じた切れ目のない取組**」と「**地域・企業など社会全体の取組**」を両輪として、きめ細かく対応

(4) 今後5年間で「**集中取組期間**」と位置づけ、Ⅲで掲げる**重点課題**を設定し、政策を**効果的かつ集中的に投入**

(5) **長期展望**に立って、**子供への資源配分を大胆に拡充**し、継続的かつ総合的な対策を推進

## Ⅲ 重点課題

### 1. 子育て支援施策を一層充実

#### ○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
  - ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備
- ⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」
- ⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実
- ⇒今後さらに「質の向上」に努力

#### ○待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」
- ⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保
- ⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

#### ○「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」
- ⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

### 2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

#### ○経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定
- ⇒若者雇用対策の推進のための法整備等
- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進
- ⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設
- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

#### ○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援
- ⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

### 3. 多子世帯へ一層の配慮

#### ○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用

#### ○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

### 4. 男女の働き方改革

#### ○男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正
- ⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
- ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革
- ⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
- ・男性が出産直後から育児できる休暇取得
- ⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

#### ○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進
- ⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援
- ⇒「女性活躍推進法案」

### 5. 地域の実情に即した取組強化

#### ○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
- ・先進事例を全国展開

#### ○「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組



## IV きめ細かな少子化対策の推進

### 1. 各段階に応じた支援

#### ○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供  
⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

#### ○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備  
⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減  
⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実  
⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・妊娠・出産等に関するハラスメント・パタニティハラスメントの防止⇒企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

#### ○子育て

- ・経済的負担の緩和 ⇒幼児教育の無償化の段階的实施
- ・三世同居・近居の促進 ・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上 ⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援  
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

#### ○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育 ⇒ 教材への記載と教職員の研修

#### ○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示  
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

### 2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

#### ○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

#### ○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有  
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

## V 施策の推進体制等

#### ○国の推進体制

- ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進

#### ○施策の検証・評価

- ・数値目標を設定
- ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討

#### ○大綱の見直し

- ・おおむね5年後を目途に見直し

## 基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

## 主な施策の数値目標(2020年)

### 子育て支援

- 認可保育所等の定員：**267万人**(2017年度) (234万人(2014年4月))  
⇒ 待機児童 **解消をめざす**(2017年度末) (21,371人(2014年4月))
- 放課後児童クラブ：**122万人** (94万人(2014年5月))  
⇒ 待機児童 **解消をめざす**(2019年度末) (9,945人(2014年5月))
- 地域子育て支援拠点事業：**8,000か所** (6,233か所(2013年度))
- 利用者支援事業：**1,800か所** (291か所(2014年度))
- 一時預かり事業：**延べ1,134万人** (延べ406万人(2013年度))
- 病児・病後児保育：**延べ150万人** (延べ52万人(2013年度))
- 養育支援訪問事業：**全市町村** (1,225市町村(2013年4月))
- 子育て世代包括支援センター：**全国展開** 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 **100%**

### 男女の働き方改革(ワークライフバランス)

- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：**80%**(一) □ 第1子出産前後の女性の継続就業率：**55%**(38.0%(2010年))
- 男性の育児休業取得率：**13%**(2.03%(2013年度))

### 教育

- 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合：**70%**(34%(2009年)) (注)先進諸国の平均は約64%

### 結婚・地域

- 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数：**70%以上の市区町村**(243市区町村(約14%)(2014年末))

### 企業の取組

- 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数：**44万店舗**(22万店舗(2011年))

### 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合：**50%**(19.4%(2013年度))

■は新規の目標

## 2. 子育て支援に関する施策

# **(1) 子ども・子育て支援新制度等**

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援

### 施設型給付

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、  
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを  
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が  
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

### 地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた  
子育て支援

### 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・  
能力活用事業

## 国主体

仕事と子育ての  
両立支援

### 仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業  
⇒事業所内保育を主軸とした企業  
主導型の多様な就労形態に対応  
した保育の拡大を支援(整備費、  
運営費の助成)
- ・ベビーシッター等利用者支  
援事業  
⇒残業や夜勤等の多様な働き方を  
している労働者等が、低廉な価格  
でベビーシッター派遣サービス  
を利用できるよう支援



# 子ども・子育て本部(平成27年4月～)を中心とした体制について

## 内閣府子ども・子育て本部

内閣府特命担当大臣

【必置、子ども・子育て本部長】

### 【主な業務】

- 子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対処に係る  
企画立案・総合調整
- 少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進
  - ・地域少子化対策重点推進交付金 等
- 子ども・子育て支援法に基づく事務(関係予算は内閣府に一括計上)
  - ・子ども・子育て支援給付(認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型給付、地域型保育給付、児童手当)
  - ・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管)
  - ・認定こども園制度に係る一元的窓口
  - ・幼保連携型認定こども園への指導・監督 等

総合調整

総合調整

児童福祉法体系との連携

学校教育法体系との連携

## 厚生労働省

### 【主な業務】

- 児童福祉法に基づく事務
  - ・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に係る基準、指導監督
  - ・保育士に関する事項 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

## 文部科学省

### 【主な業務】

- 学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務
  - ・幼稚園に係る基準、指導監督
  - ・幼稚園教諭に関する事項
  - ・私学助成に係る事務(新制度に移行しない私立幼稚園に対する補助 等) 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

## 平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について (抄)

(平成29年7月20日閣議了解)

### 2. 予算編成過程における検討事項

- (3) 「経済財政運営と改革の基本方針2017」で示された「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める」との方針を踏まえた対応については、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

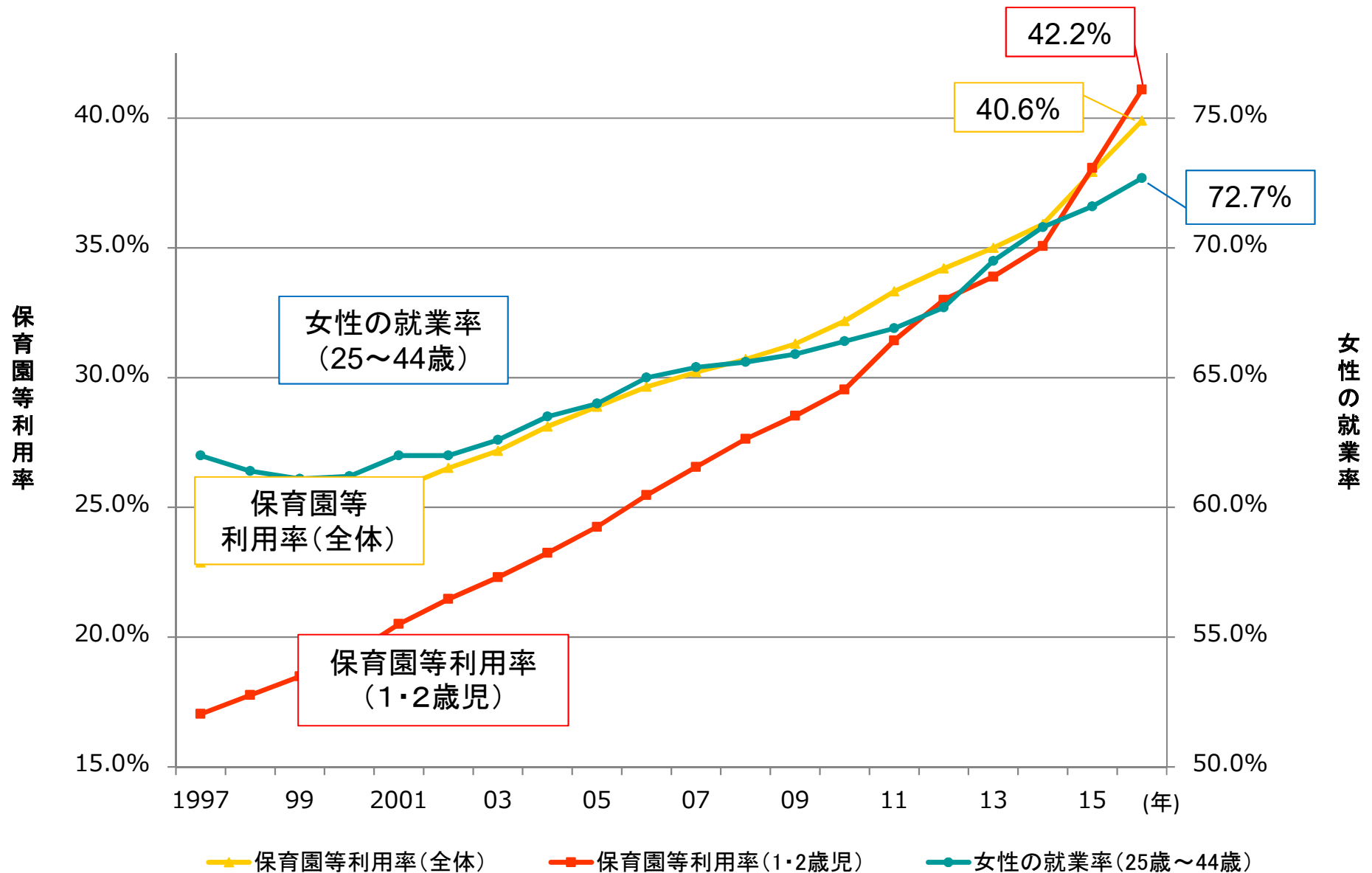
### (参考) 財政制度分科会(平成29年4月20日開催)での 財務省提出資料における子育てに関する項目

- ① 企業主導型保育事業:企業が負担する拠出金率 0.23%(公定上限 0.25%)
- ② コストに見合った保育料の設定:保育単価の高い低年齢児の保育料
- ③ 児童手当:特例給付(所得制限を超える者に対する「当分の間」の措置)の廃止  
所得制限における所得判断基準(主たる生計者)

## **(2) 待機児童対策、保育人材確保対策 放課後児童対策**

# 女性就業率(25～44歳)と保育園等の利用率の推移

○ 女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



出典: 女性の就業率 : 総務省「労働力調査」

※2011年は東日本大震災の影響により、全国結果ではなく、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。

保育園等利用率 : 厚生労働省調べ

# 「子育て安心プラン」

## 【待機児童を解消】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算**を平成30年度から平成31年度末までの**2年間で確保**。

(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

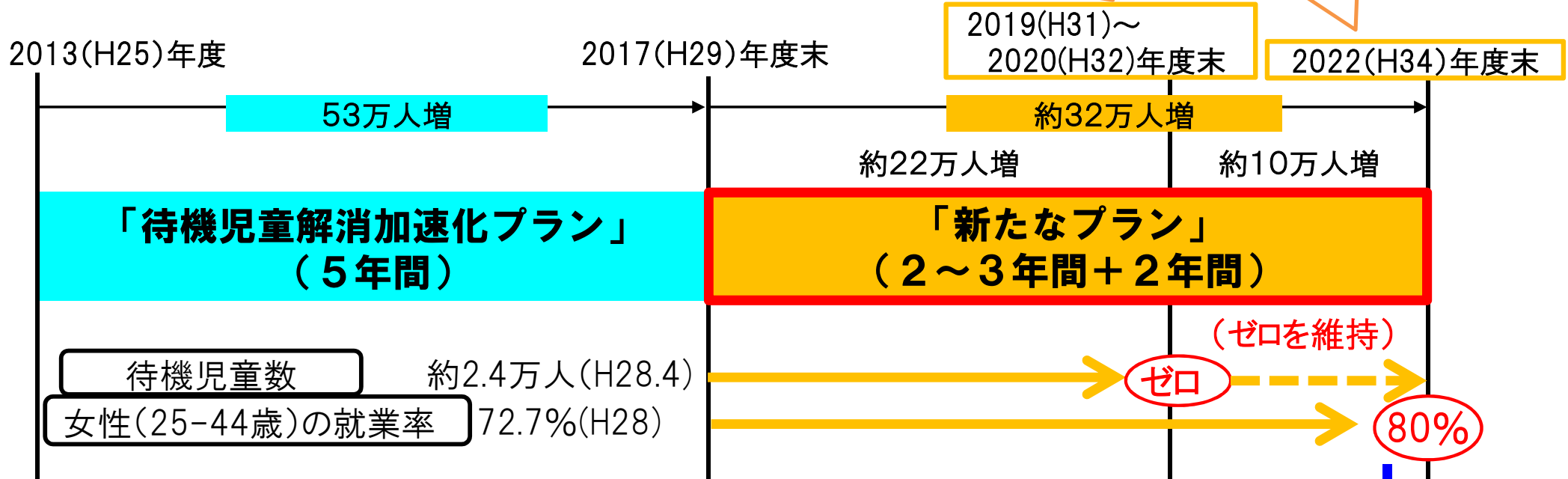
## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

**「M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。

(参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)

**自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保**  
(遅くとも3年間で待機児童解消)

**5年間で女性就業率80%「M字カーブ」解消**



※約32万人分の受け皿整備を2年前倒し  
(平成29年9月25日総理会見)

# 6つの支援パッケージの主な内容

## 1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表  
※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

## 2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

## 3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

## 4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

## 5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

## 6 保育と連携した「働き方改革」

～二一ズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

# (参考)「子育て安心プラン」の支援施策のポイント

## 待機児童が解消困難な要因

### ① 1、2歳児の待機児童が7割超

待機児童	H25年度	H28年度
合計	22,741人 (100%)	23,553人 (100%)
0歳児	3,035人 (13.3%)	3,688人 (15.7%)
1、2歳児	15,621人 (68.7%)	16,758人 (71.1%)
3歳児以上	4,085人 (18.0%)	3,107人 (13.2%)

### ② 女性就業率、保育申込者数、1、2歳児の保育利用率は、加速化プラン前と比べ、約2倍の伸び

	加速化プラン前	加速化プラン後
女性就業率	+0.6ポイント/年	+1.25ポイント/年
保育申込者数	+4.8万人/年	+9.0万人/年
1、2歳児保育利用率	+1.4ポイント/年	+2.7ポイント/年

### ③ 待機児童は「都市部」に多い

・東京23区の待機児童割合(待機児童数/申込者数)は高い(東京23区 **3.14%** その他の市町村 0.75%(H28))

- ・都市部における**土地の確保が困難**(目黒区、渋谷区、中野区等)
- ・**大規模マンション**の建設(中央区、江東区、板橋区等)
- ・**人口流入**等予想を超えての就学前児童数の増加  
(目黒区、世田谷区、江東区等)

## 子育て安心プランの対応

### ① 「1、2歳児」の受け皿整備を強力に推進。

**自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保**

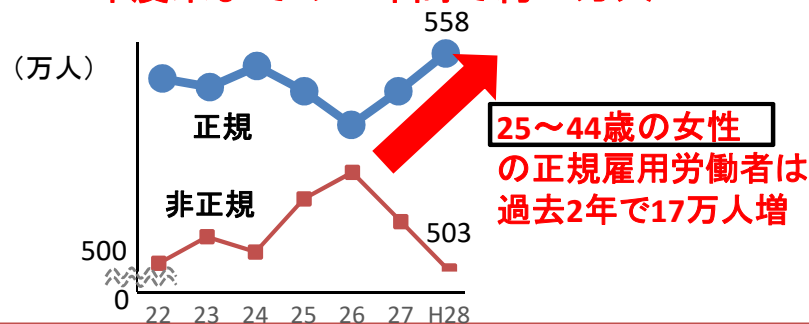
**(遅くとも3年間で待機児童解消)**

(1、2歳児の受け皿整備量)  
年間4.2万人(加速化プラン)→年間**5.1万人**(子育て安心プラン)  
(促進策)

- ・幼稚園における2歳児の受入れ拡大
- ・小規模保育の普及
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及
- ・企業主導型保育の推進

### ② 「M字カーブ」解消のため、女性の就業率80%に対応できる受け皿整備

・H34年度末までの5年間で約32万人



### ③-1 土地の確保、既存施設の活用の推進

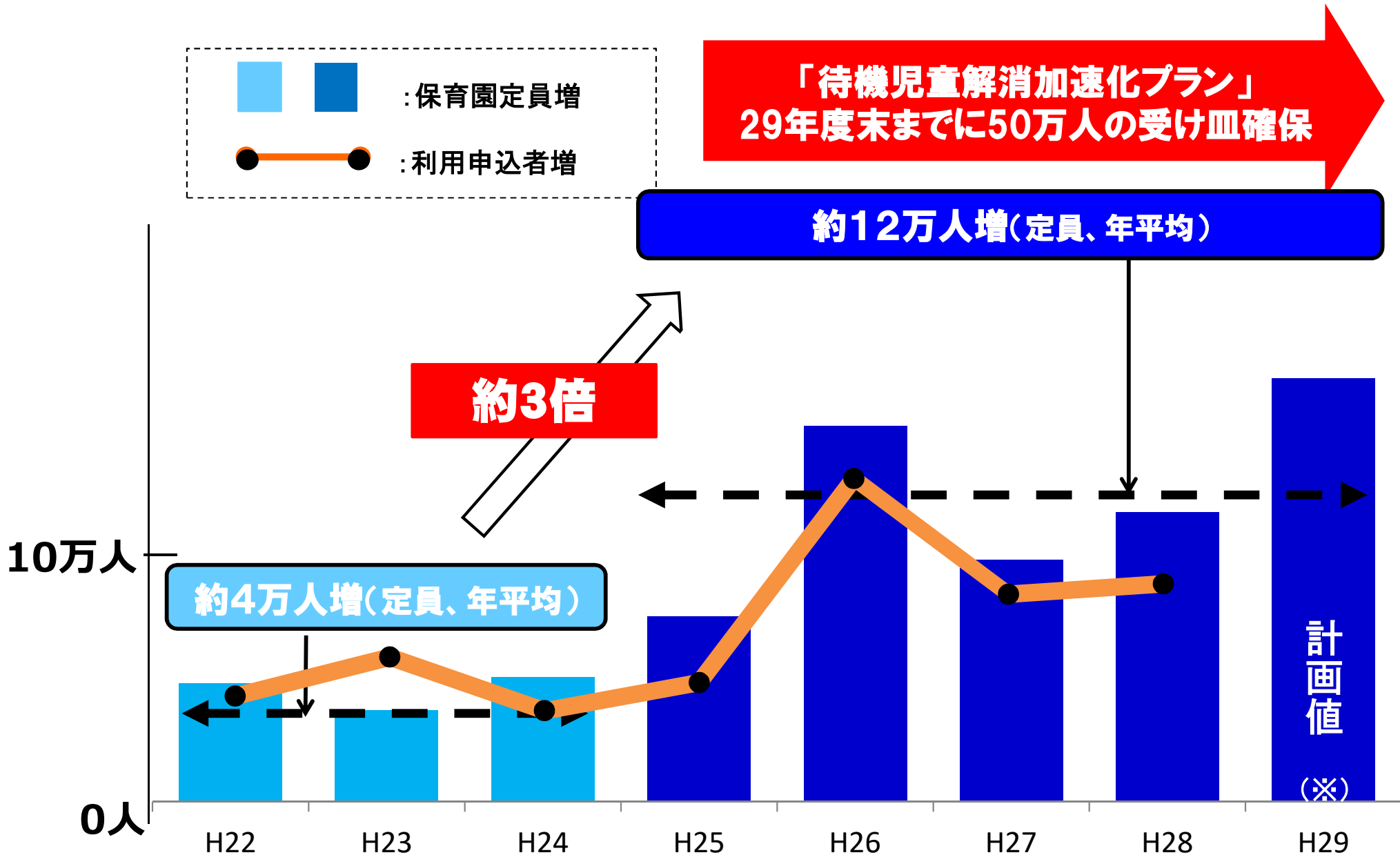
- ・都市部における高騰した保育園の賃借料補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園の活用や学校の空き教室の活用

### ③-2 きめ細やかなサービスの展開

- ・保育コンシェルジュの全国的な普及促進
- ・市町村ごと、更に市区町村内における「保育提供区域」ごとの待機児童の解消状況の公表



# 「保育園の定員」と「利用申込者」の増加数

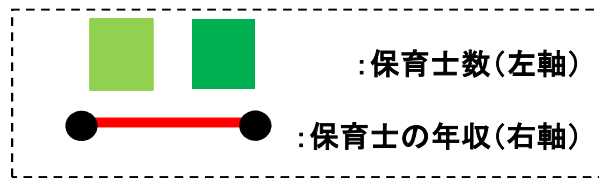


※保育園の定員は年度単位(H28・29は企業主導型保育分約7万人を含む)、利用申込者は4月1日時点  
 ※「保育園」とは、保育園以外にも、認定こども園、小規模保育事業等を含む

※各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25～29年度までの5年間の受け皿拡大量の合計は、約59万人分に拡大する見込み。

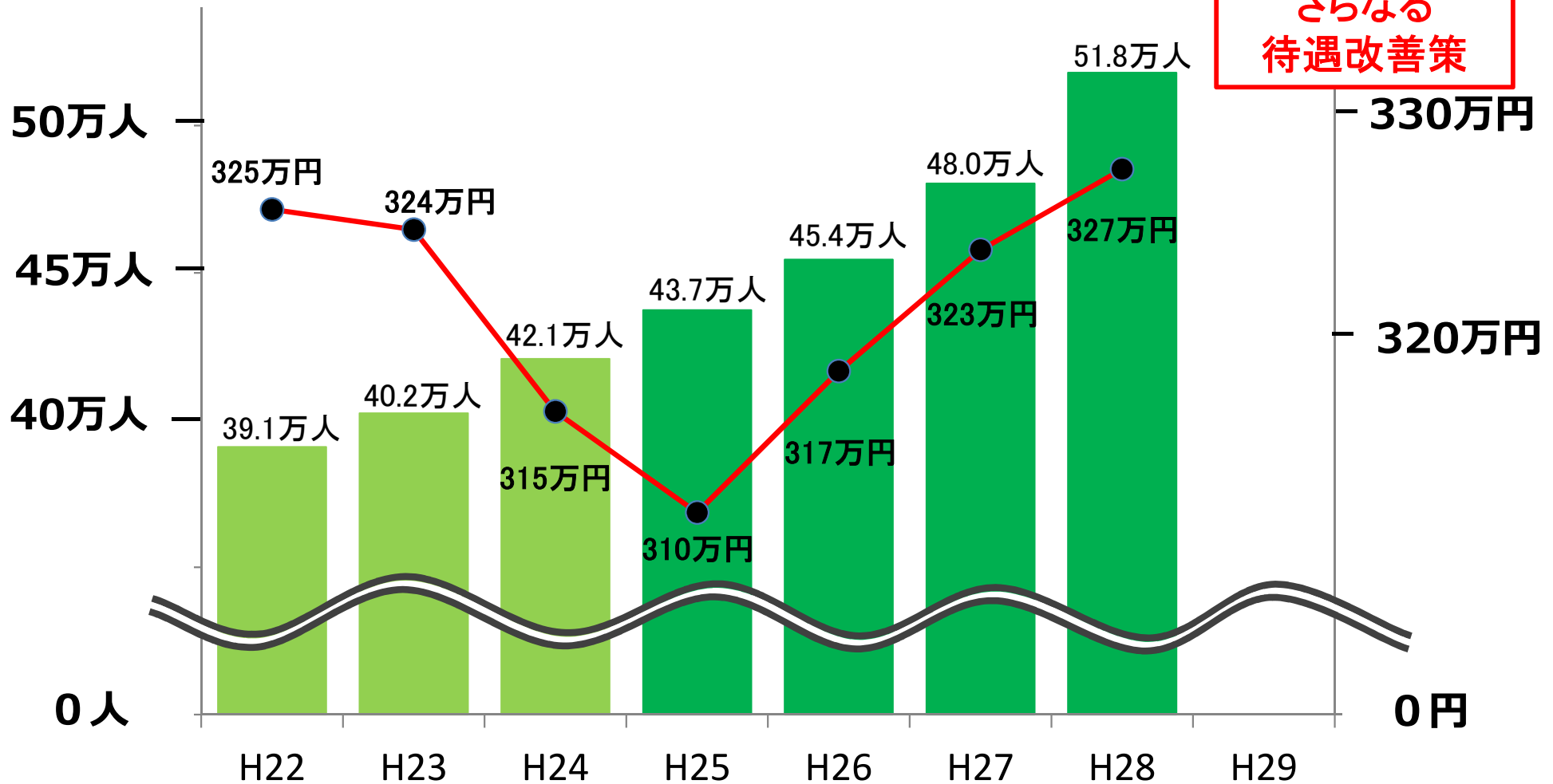


# 「保育士数」と「保育士の年収」の推移



「待機児童解消加速化プラン」  
保育を支える保育人材の確保

さらなる  
待遇改善策

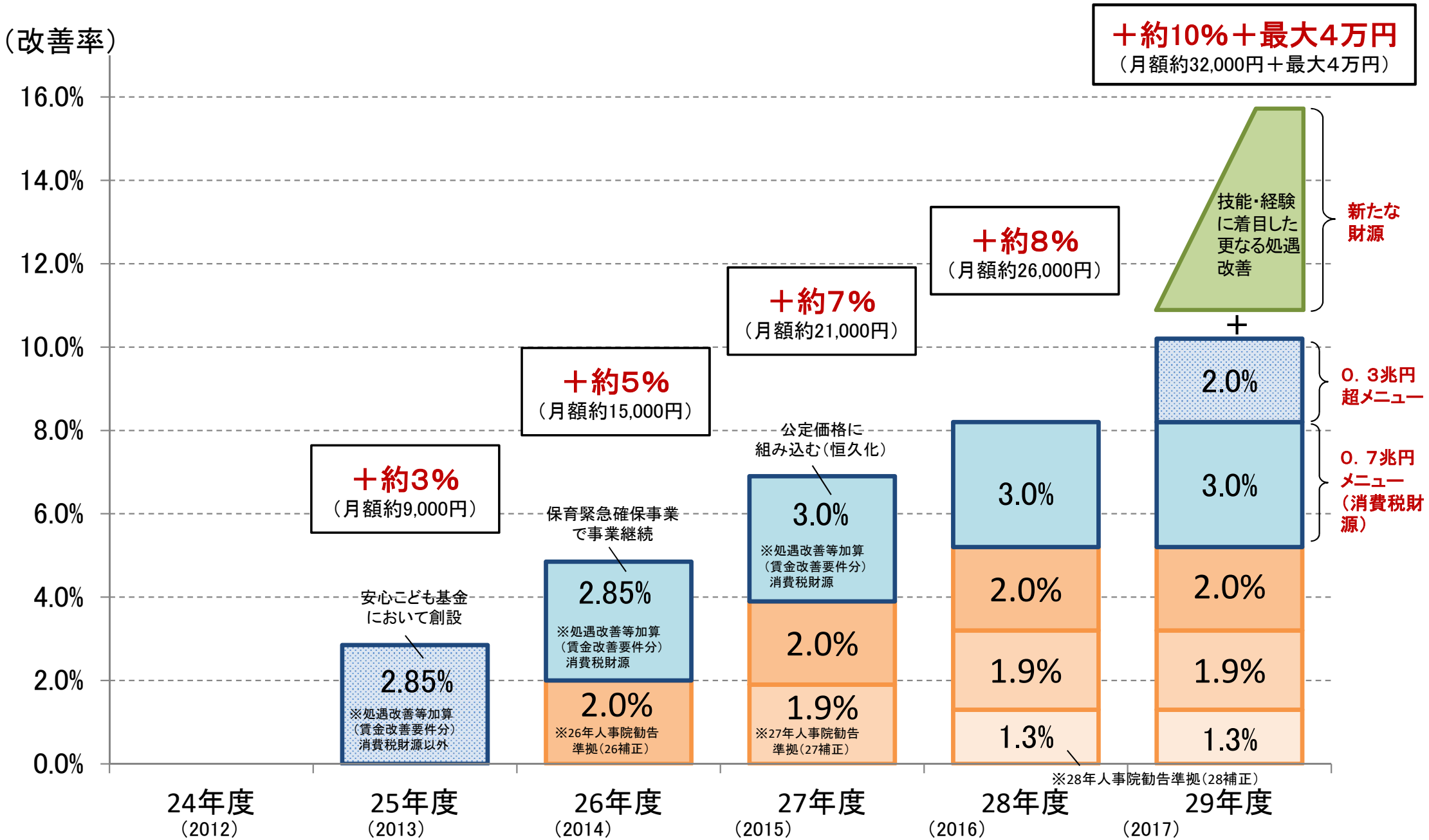


※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」による、各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(実数)

※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における6月の月収と前年の賞与から推計

※平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業所における保育従事者及び家庭的保育者のうち、保育士資格保有者の数を含む。

# 保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施  
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の常勤保育士の給与改善額

# 保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

所要額 約1,100億円(公費)

※幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等  
や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、  
キャリアアップができる仕組みを構築



## 新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

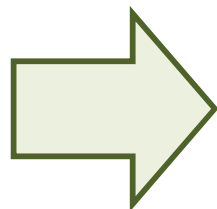
### 【研修分野】

- ①乳児保育    ②幼児教育
- ③障害児保育   ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践    ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体:都道府県等

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職  
する場合:以前の研修修了の  
効力は引き続き有効



## 新 副主任保育士 ※ライン職

### 【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野  
の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

## 新 専門リーダー ※スタッフ職

### 【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

月額4万円の処遇改善  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

## 新 職務分野別リーダー

### 【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令  
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等  
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

園長  
＜平均勤続年数24年＞

主任保育士  
＜平均勤続年数21年＞

保育士等    ＜平均勤続年数8年＞

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施



# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

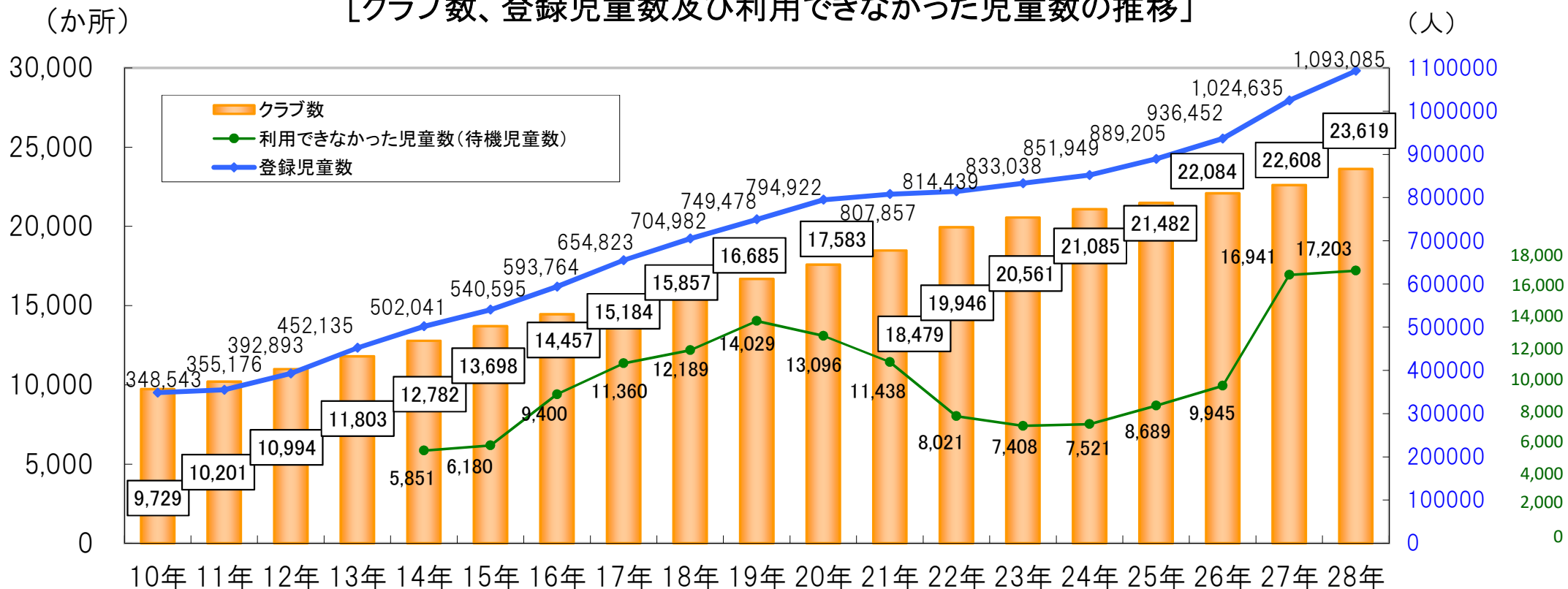
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

## 【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成28年5月現在) 【今後の展開】

- クラブ数 23,619か所  
(参考:全国の小学校19,655校)
- 支援の単位数 28,198単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,093,085人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,203人

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、  
・「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿確保を、平成30年度末に前倒して実施することを目指す。
- ・放課後児童支援員の処遇改善等を進める。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

# 「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

## 取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H29予算	64.3億円の内数 (28予算額: 62.9億円の内数)	725.3億円 (28予算額: 574.8億円)
実施か所数 (クラブ児童数)	16,027か所 (平成28年10月) (一体型) 3,549カ所 (平成28年3月)	23,619か所 (1,093,085人) (平成28年5月)
実施場所	小学校 75.5%、その他 (公民館、中学校など) 24.5% (平成28年10月)	小学校 53.7%、その他 (児童館、公的施設など) 46.3% (平成28年5月)



## 今後の方向性

### 【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

### 「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

- 全小学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施

### ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定) 【抜粋】

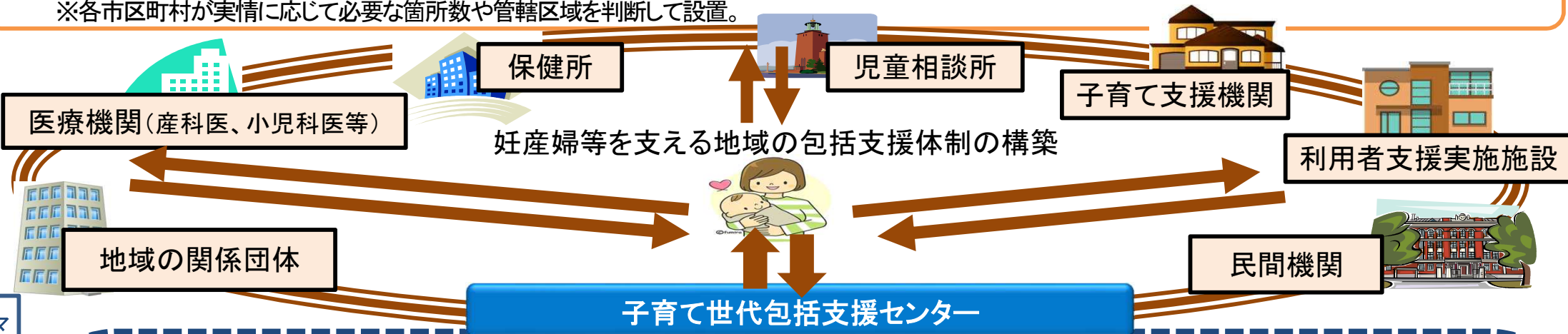
追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討

### **(3) 母子保健施策**



# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために**、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を**一体的に提供**できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
  - 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) ➢ **平成32年度末までに全国展開**を目指す。
  - ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



子育て世代包括支援センター  
妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 保健師
- 助産師
- 看護師
- ソーシャルワーカー

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定

※医師、歯科医師、臨床心理士、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などの専門職の配置・連携も想定される。

	妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児	母子保健支援 子育て支援
サービス(現業部門)	妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業 妊婦健診	産婦健診	産後ケア事業 乳幼児健診		子育て支援策 ・保育所 ・地域子育て支援拠点事業 ・里親・乳児院 ・養子縁組 ・その他子育て支援策
	不妊相談	両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業	予防接種		
		養育支援訪問事業				

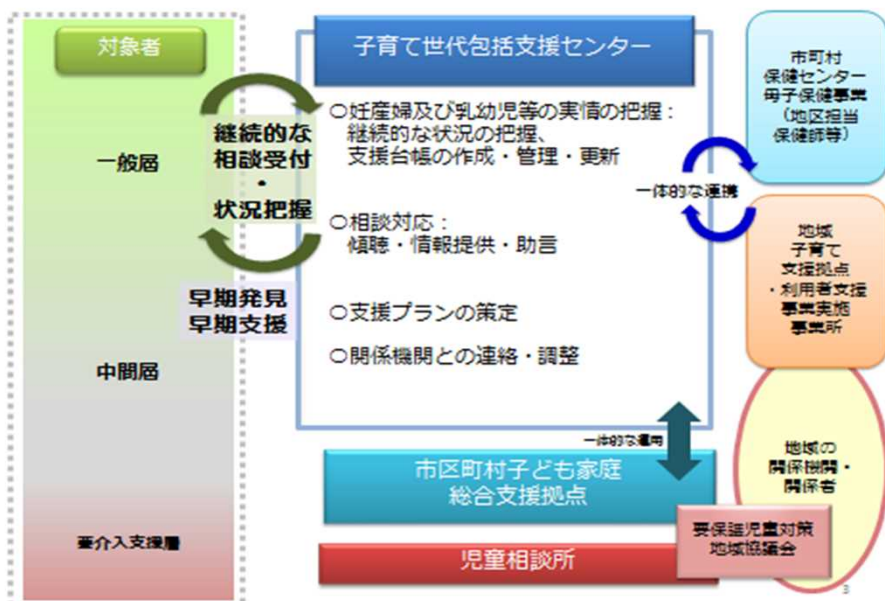
近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

# 子育て世代包括支援センター業務ガイドラインについて

本ガイドラインは、有識者や自治体職員等による議論等を踏まえ、子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条の母子健康包括支援センター）の具体的な業務、地域の多様性を念頭においた運営上の留意点、各地での取組例等を内容として原案を作成。その後、パブリックコメントを踏まえ、所要の修正を加え、全国に周知を行った。（平成29年8月1日通知）

## 子育て世代包括支援センターの役割

- ・ 包括的な支援を、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく提供するためのマネジメントを行う。
  - ① 妊産婦及び乳幼児等の**実情把握**
  - ② 妊娠・出産・育児に関する**各種の相談**に応じ、必要な**情報提供・助言・保健指導**
  - ③ **支援プランの策定**
  - ④ 保健医療又は福祉の**関係機関との連絡調整**
- ・ 全ての妊産婦や乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本、包括的な支援を実施



## 業務実施のための環境整備

- ・ 市区町村やセンターが実施する事業だけでなく、地域のNPO 法人などの民間団体などが実施するインフォーマルな取組も含めて、**様々な関係機関や関係者と連絡、調整を行い、協働体制を構築**
- ・ センターには**保健師等を1名以上配置**

## 各業務の基本的考え方と具体的内容

- ・ 利用計画の作成支援だけでなく、サービスの提供等に当たり、**関係機関による密なモニタリングが必要と考えられる妊産婦や保護者等**については、関係機関による支援についても整理した「**支援プラン**」を作成
  - ・ 支援プランでは、妊娠や出産、子育ての**スケジュールに合わせて、必要なサービス等の利用スケジュールを整理し、関係機関と調整、各関係機関による支援内容やモニタリング、支援プランの見直し時期を整理**
  - ・ 支援プランを策定する際には、支援対象者に参加してもらい、**本人の意見を反映**
  - ・ 保健所や市町村保健センター、医療機関、民生委員・児童委員、教育委員会、こども園・幼稚園・保育所、児童館、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業実施事業所、児童発達支援センター等**関係機関との連携確保**
  - ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会との**連携確保**



# 産後ケア事業について

## 事業目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

## 実施主体等

○市町村 （本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

## 対象者

○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者  
(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

## 事業の概要

### ○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)

②褥婦に対する療養上の世話

④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

③産婦及び乳児に対する保健指導

⑤育児に関する指導や育児サポート等

### ○実施方法・実施場所等

(1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。  
(原則として、利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育等を有する施設)

(2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。

(3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

### ○実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

### ○予算額等 29年度予算 2,326百万円

(29‘基準額 1市町村24,829千円)(補助率 国1/2、市町村1/2)(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収)

(平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成28年度は179市町村において実施)

# 産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドラインについて

本ガイドラインは、有識者や自治体職員等による議論等を踏まえ、原案を作成。その後、パブリックコメントを踏まえ、所要の修正を加え、全国に周知を行った。（平成29年8月1日通知）

## 産前・産後サポート事業の主な概要

**<内容>** 傾聴等による不安の軽減、育児の手技の確認、地域保健、子育て支援に係る情報の提供、仲間づくり等により安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートする。

**<対象者>** 妊娠・出産・育児に不安を抱えていたり、身近に相談できる者がいないなど社会的な支援が必要である者等

**<対象時期>** 妊娠初期から産後4か月頃までを目安

**<実施担当者>** 子育て経験者やシニア世代の者、心理に関する知識を有する者、育児に関する知識を有する者

**<実施方法>** 利用者の家庭を訪問するアウトリーチ(パートナー)型、保健センター等で行うデイサービス(参加型)に分けられる。さらにデイサービス型は集団型と個別型に分けられ、それぞれの特性に応じた場所等で実施

**<実施者の募集・研修>** 地域の人的資源(母子保健推進員、愛育班員等)の活用はもとより、子育て経験者やシニア世代の方を募集し研修を行い、実施担当者として本事業への参画を進める。

**<事業の評価>** 定期的に評価し、運営方法を見直す。利用者の声や満足度を反映することが望ましい。

## 産後ケア事業の主な概要

**<内容>** 母親の身体的回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等により、健やかな育児ができるよう支援する。

**<対象者>** 出産後の身体的な不調や回復の遅れがあり休養の必要がある者、出産後の心理的不調があり身近に相談できる者がいない者、育児について保健指導の必要がある者など、身体的、心理的、社会的側面等に困難を抱える者等

**<対象時期>** 出産直後から4か月頃までを目安

**<実施担当者>** 助産師、保健師、看護師を1名以上置く。(その上で必要に応じて、心理に関する知識を有する者、管理栄養士、保育士等の育児に関する知識を有する者を置く。)

**<実施方法>** 宿泊型、アウトリーチ型、デイサービス型(個別・集団)の3種類の実施方法に分けられ、それぞれの特性に応じた場所等で実施。

宿泊型については、病院、病床を有する診療所及び入所施設を有する助産所以外にも、旅館業法の適用を受ける「**旅館業型**」、市町村が条例等で定める衛生管理基準(助産所に準じる基準)に従って実施する「**市区町村独自基準型**」を規定。

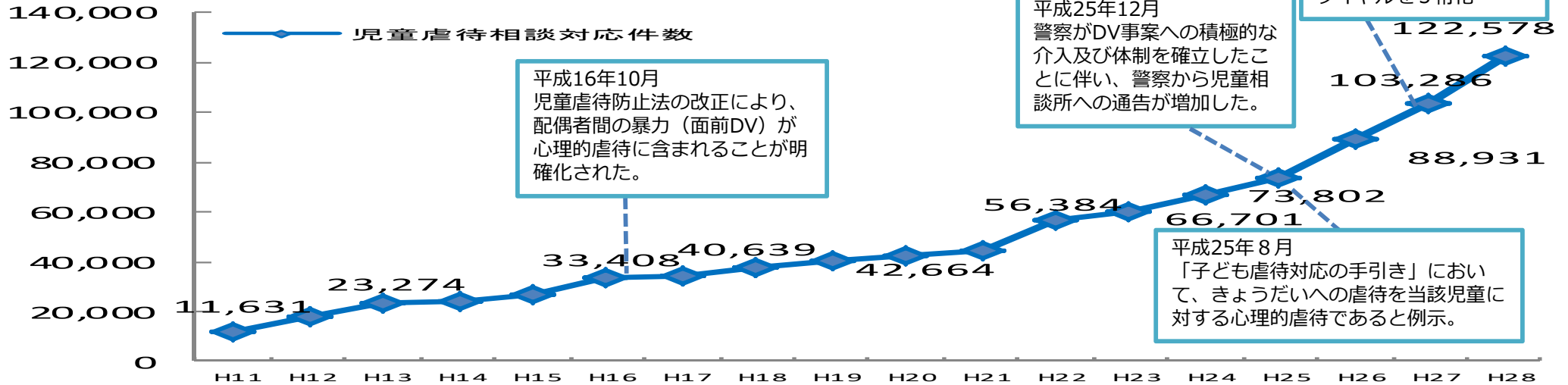
**<事業の評価>** 定期的に評価し、運営方法を見直す。利用者の声や満足度を反映することが望ましい。

## **(4) 児童虐待防止対策、社会的養育の推進、ひとり親家庭等の自立支援施策**

# 児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成28年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、122,578件(速報値)。平成11年度に比べて約10.5倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く(51.5%)、次いで身体的虐待の割合が多い(26.0%)。
- 相談経路は、警察等(45%)、近隣知人(14%)、家族(8%)、学校等(7%)からの通告が多くなっている。

## 児童虐待相談対応件数の推移



## ○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成28年度 (速報値)	31,927 (26.0%) (+3,306)	25,842 (21.1%) (+1,398)	1,622 (1.3%) (+101)	63,187 (51.5%) (+14,487)	122,578 (100.0%) (+19,292)

## ○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
28年度 (速報値)	9,539 (8%) (+662)	1,997 (2%) (-62)	17,428 (14%) (+13)	1,109 (1%) (+179)	7,673 (6%) (+537)	235 (0%) (-11)	202 (0%) (+10)	3,109 (3%) (+31)	1,772 (1%) (+47)	54,813 (45%) (+16,289)	8,851 (7%) (+668)	15,850 (13%) (+929)	122,578 (100%) (+19,292)



# 児童虐待防止対策のこれまでの取り組みと今後の対応

## 【 施策の方向性 】

### 児童虐待の発生予防

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

### 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

### 被虐待児童への自立支援

被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

## 【 平成28年改正法による措置 】

### ○子育て世代包括支援センターの全国展開

- ・市町村への子育て世代包括支援センター（法律上は、母子健康包括支援センター）設置の努力義務化

### ○支援を要する妊婦等に関する情報の関係機関から市町村への集約

### ○母子保健施策が虐待の発生予防・早期発見に資することを法律上明記

- ・母子保健法の国及び市町村の責務に関する規定の改正

### ○児童相談所の体制強化等

- ・児童心理司等の専門職の配置、弁護士との配置又はこれに準ずる措置
- ・児童福祉司の研修受講義務化  
※児童相談所強化プラン

### ○中核市・特別区における児童相談所の設置促進

### ○市町村における相談体制の強化

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置及び研修受講義務化

### ○親子関係再構築支援

- ・児童福祉施設への入所措置解除時における保護者等への相談支援
- ・措置解除後において関係機関が連携して子どもの安全確認等を実施

### ○家庭養育の推進

- ・都道府県の業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付け

### ○自立援助ホームについて22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加

※平成29年改正法において、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を実施

## ◆「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）について

この報告書を踏まえ、**市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援、児童相談所・一時保護改革、里親への包括的支援体制の強化**等を進めることとしており、今後、**都道府県推進計画の見直し**をすることとしている。

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

#### （検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

#### 施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日） 39

# 家庭と同様の環境における養育の推進

考え方

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

## 平成28年改正児童福祉法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
  - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
  - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
  - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

良好な家庭的環境

家庭と同様の養育環境

家庭

施設

施設(小規模型)

養子縁組(特別養子縁組を含む。)

実親による養育

児童養護施設

大舎(20人以上)、  
中舎(13~19人)、  
小舎(12人以下)  
1歳~18歳未満  
(必要な場合 0歳~20歳未満)

地域小規模児童養護施設  
(グループホーム)

本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

小規模住居型  
児童養育事業

里親

乳児院

乳児(0歳)  
必要な場合幼児(小学校就学前)

小規模グループケア(分園型)

・地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う  
・1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

小規模住居型児童  
養育事業(ファミリーホーム)

・養育者の住居で養育を行う家庭養護  
・定員5~6人

里親

・家庭における養育を里親に委託する家庭養護  
・児童4人まで

里親等委託率 =  $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

平成28年3月末 17.5%



# 市区町村子ども家庭総合支援拠点

## 1. 要 旨

- 改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、市町村が拠点を設置する際の財政支援を行う。

(参考) 児童福祉法第十条の二

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

- また、拠点機能のあり方、推進方策については、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において検討を行い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）がとりまとめられたところ。

## 2. 内 容

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）に基づき、国において設置運営要綱を定め、支援拠点の運営に要する人件費等の費用について補助を創設する。

設置運営要綱の主な内容は、以下のとおり。

### (1) 趣旨・目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。

### (2) 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

### (3) 対 象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

## (4) 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした「②要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

具体的には、①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を行う。

## (5) 類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

- ① 小規模A型【児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）当たり1か所】
- ② 小規模B型【児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）当たり1か所】
- ③ 小規模C型【児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）当たり1か所】
- ④ 中規模型【児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）当たり1か所】
- ⑤ 大規模型【児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）当たり1か所】

以上5類型を基本とする。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが望ましい。

## (6) 職員配置等

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができ、職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

### ① 子ども家庭支援員

- 職務：実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関等との連携 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等  
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

### ② 心理担当支援員

- 職務：心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア など
- 資格等：大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

### ③ 虐待対応専門員

- 職務：虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等  
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

主な職員の最低配置人数は以下のとおり

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名(1名は非常勤可)	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時1名(非常勤可)	常時3名
小規模C型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時2名(非常勤可)	常時4名
中規模型	常時3名(1名は非常勤可)	常時1名(非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時6名
大規模型	常時5名(1名は非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時4名(非常勤可)	常時11名

(注) 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村(支援拠点)は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乘せして配置すること。

## (7) 施設・設備

支援拠点には、相談室(相談の秘密が守られること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。

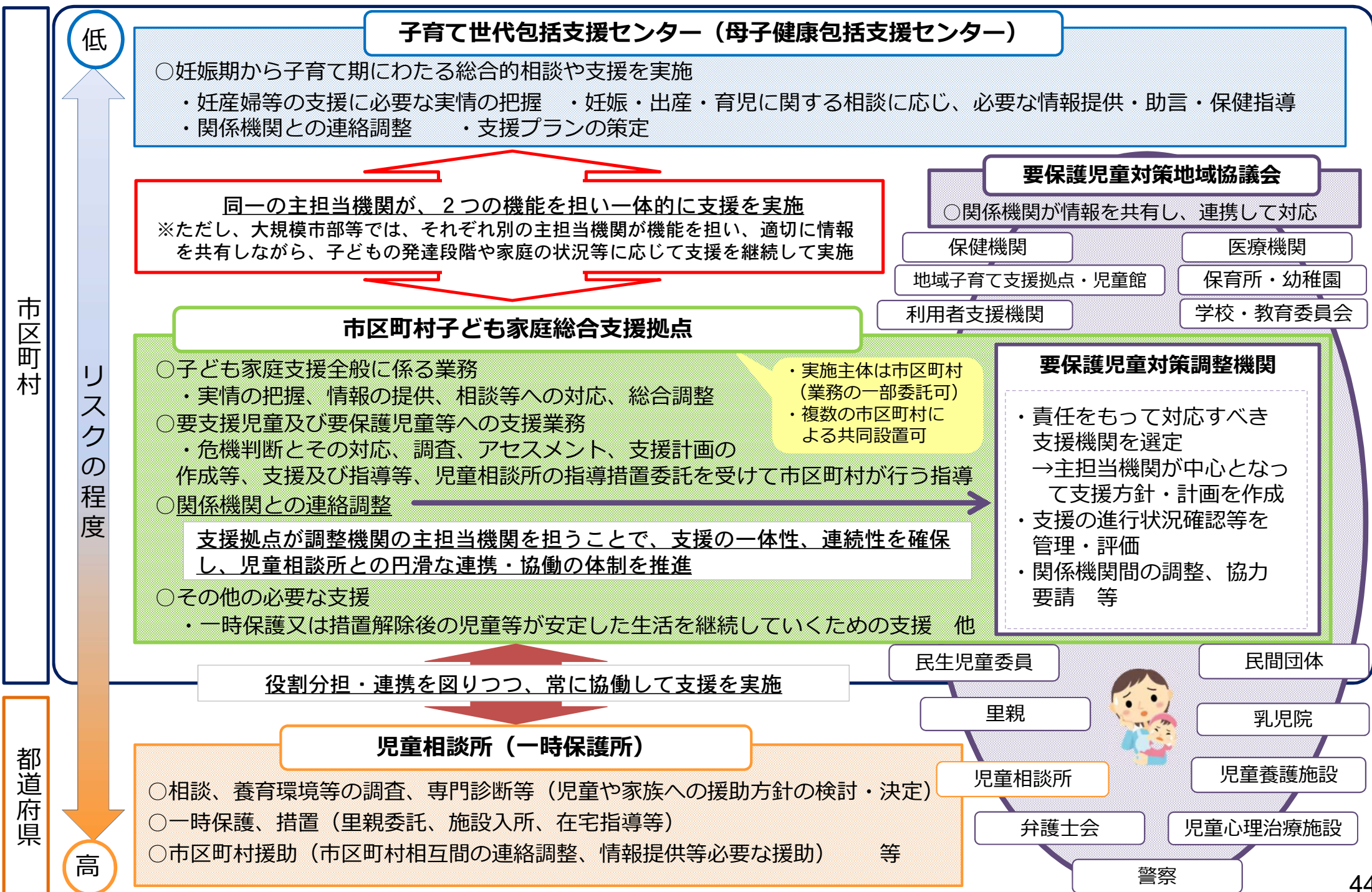
ただし、新たに施設を設置(整備)するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

支援拠点には、記録や文書作成に必要な物品のほか、各部屋にはその目的を達成するために必要な器具、調度品等を備えておく。

特に、虐待相談・通告受付票、支援計画及び児童記録票などは、多くの個人情報が含まれ、特に子どもや保護者等の支援経過などプライバシーに関わる極めて重要な書類であるとともに、ケースとして終結した後も再び対応することもあり得るため、長期保存とすることも想定し、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しておくことが必要である。



# 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）





# 児童相談所強化プラン(概要)

## 1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

## 2. 内容

### ① 専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

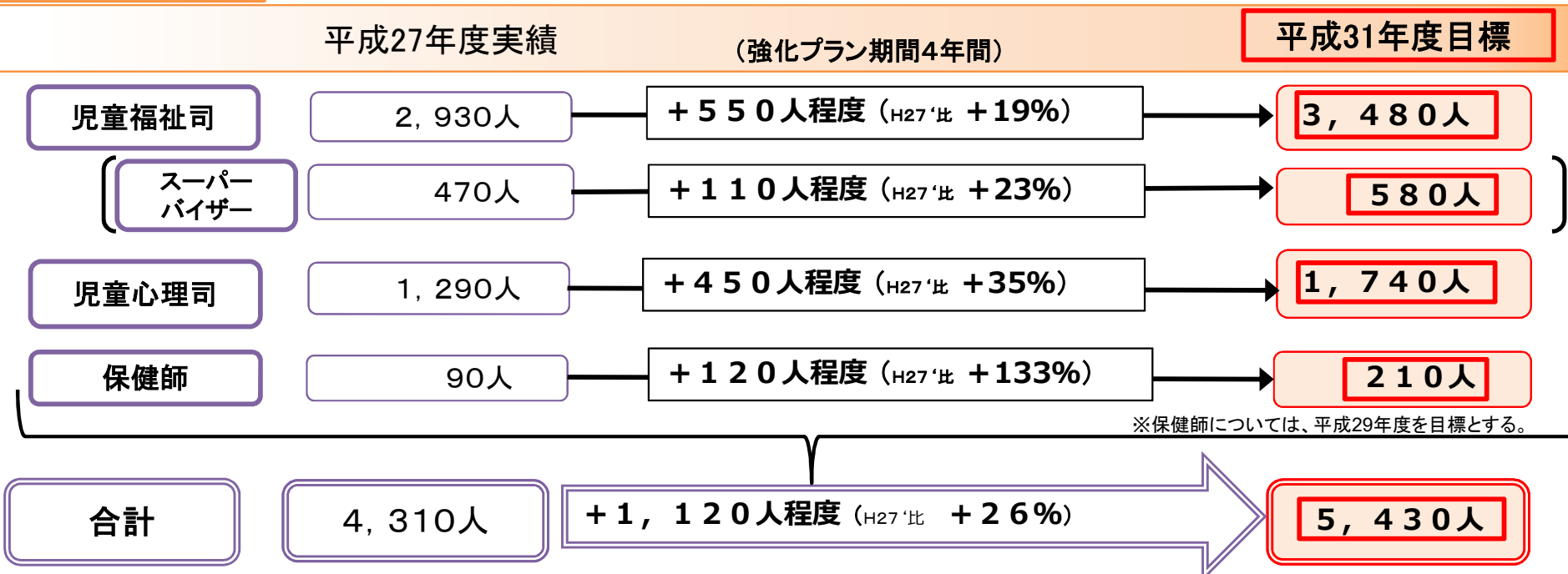
### ② 資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

### ③ 関係機関との連携強化等

- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

## 3. 専門職の増員目標



※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。



# 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

## 改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 昨年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

## 改正の概要

### 1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

### 2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

### 3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

### 4. その他所要の規定の整備

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

# 新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

## 経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山真紀子こころの診療部長)

## ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・ 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

# 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

<b>里親</b>	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	<b>ファミリーホーム</b>	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			10,679世帯	3,817世帯	4,973人		ホーム数	287か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	8,445世帯	3,043世帯	3,824人			
		専門里親	684世帯	176世帯	215人			
		養子縁組里親	3,450世帯	233世帯	222人			
親族里親	505世帯	495世帯	712人	委託児童数	1,261人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	136か所	603か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,877人	32,613人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
現員	2,901人	27,288人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,793人	17,137人	1,165人	1,743人	2,080人	604人

小規模グループケア	1,341か所
地域小規模児童養護施設	354か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成28年3月末現在)

※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成28年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成28年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

# 「すくすくサポート・プロジェクト」 (すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)(注)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ  
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

## すくすくサポート・プロジェクト

### I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

#### 【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

### II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。**

#### 【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

# 児童扶養手当制度の概要

平成29年度予算 1,783.9億円(国庫負担分)

## 1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(平成22年8月より父子家庭も対象)

## 2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。

## 3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。  
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

## 4. 手当月額(平成29年4月～)

・児童1人の場合	全部支給：42,290円	一部支給：42,280円から9,980円まで
・児童2人以上の加算額[2人目]	全部支給：9,990円	一部支給：9,980円から5,000円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：5,990円	一部支給：5,980円から3,000円まで

## 5. 所得制限限度額(収入ベース)

・本人：全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円  
・扶養義務者(6人世帯)：610.0万円

## 6. 受給状況

・平成28年3月末現在の受給者数 1,037,645人(母：971,591人、父：60,928人、養育者：5,126人)

## 7. 手当の支給主体及び費用負担

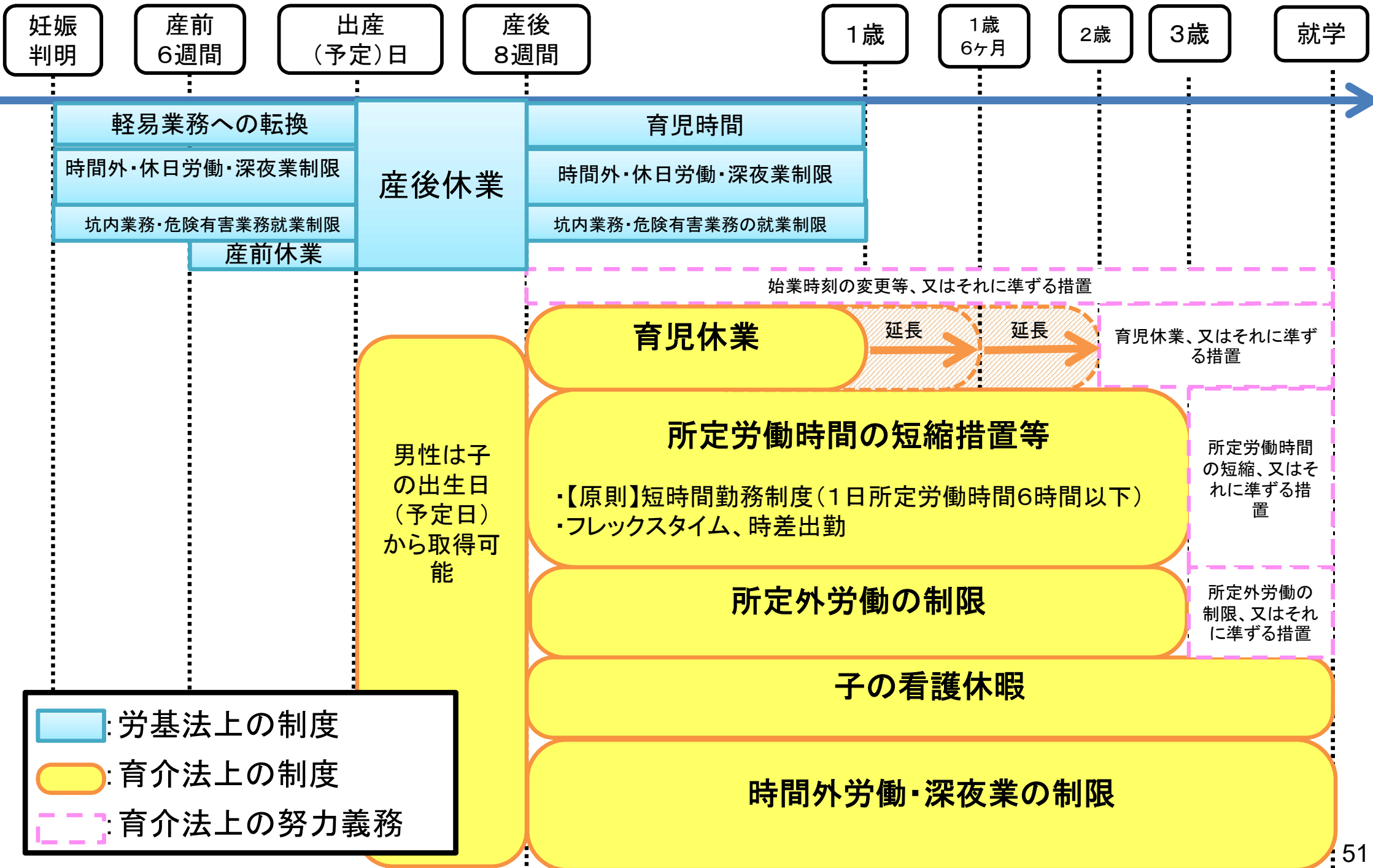
[支給主体]都道府県、市及び福祉事務所設置町村 [費用負担]国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

### 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第190回通常国会・参議院)〈抜粋〉

三 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。(以下、略)



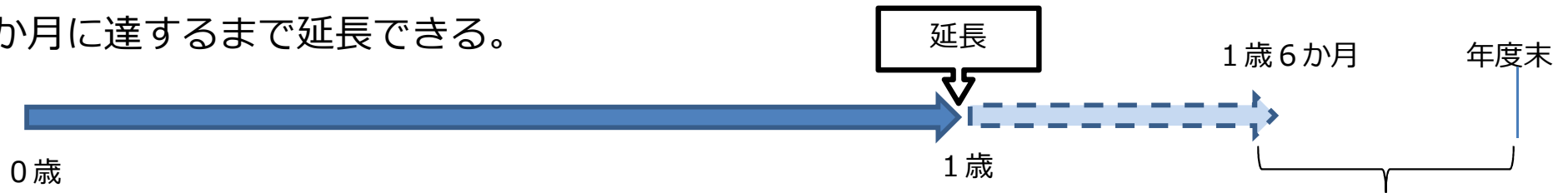
# 妊娠・出産・育児期の両立支援制度



# 育児休業期間の延長

## 現行の内容・課題

- 育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。

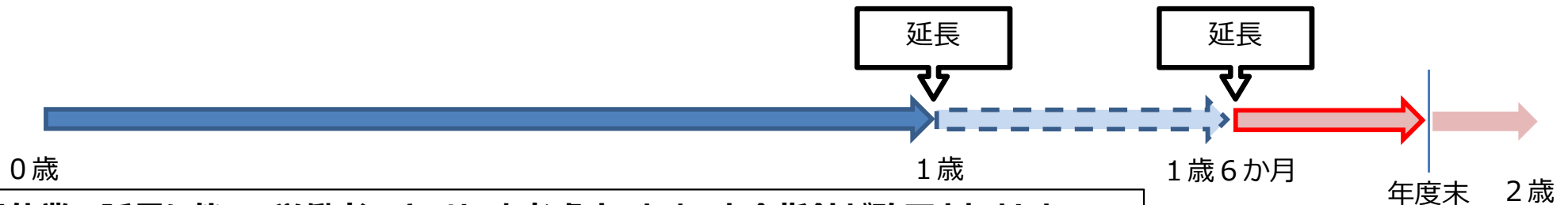


### <課題>

保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

## 改正の内容

- 1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
- 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



### ◆ 育児休業の延長に伴い、労働者のキャリアを考慮するため、育介指針が改正されました ◆

- ・ 改正により育児休業が最長2年間取得できることとなるが、キャリア形成の観点からは、休業が長期間に及ぶことが労働者本人にとって望ましくない場合もあり、労使間で職場復帰のタイミングを話し合うこと等が想定される。その点を踏まえ、事業主が労働者の事情やキャリアを考慮して、育児休業等からの早期の職場復帰を促す場合は、「育児休業等に関するハラスメントに該当しない」と指針に記載。

※ただし、**職場復帰のタイミングは労働者の選択に委ねられることに留意が必要。**